



豊能町総合まちづくり計画

令和4（2022）年度 ▶ 令和13（2031）年度

豊能町

はじめに

本町は、平成23（2011）年に「人とみどりが輝くまち とよの」を将来像とする第4次豊能町総合計画を策定し、本町ならではの自然や歴史文化を活かしながら、町民と行政との信頼・協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、少子高齢化や高度情報社会への進展が予想を上回るスピードで進んでおり、誰もが暮らしやすい安全・安心の持続可能なまちを維持するためには、人口規模・財政健全化を見据えた行財政運営が急務となっています。

これらの社会潮流や課題を見据え、住民の皆様が安心して快適な生活を送ることができるまちづくりを進めるため、豊能町総合まちづくり計画を策定しました。

本計画では、「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの」を将来像に、都市と里山の融合による新しい豊能らしさを創出し、まちのロケーションを活かしたコンテンツや施設の利活用、テレワークによる時間や場所に捉われない柔軟な働き方の実現やコンパクトスマートシティ等による新しい生活スタイルの創造に向けて取り組んでまいります。

そのためには、行政だけではなく、これまで以上に住民、団体、地域、NPO法人や事業者の皆様との一体的な取り組みや産官学の連携による地域共創が不可欠となっています。総合まちづくり計画の実現に向けて、本町に関わる全ての人々がともに考え、ともに行動し、それぞれの役割を担いながら、住民の生活の質（QoL）の向上を図り、幸福度が高い安心して充実した暮らしを送り続けることができるまちを目指して取り組んでまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただいた総合まちづくり計画審議会委員の皆さまを始め、計画策定にご協力いただきました全ての皆様に心からお礼申し上げます。

令和4（2022）年3月

豊能町長

塙 川 恒 敏

目 次

I. 基本構想	1
第1章 総合まちづくり計画策定について	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の構成と期間	4
4. 計画の推進	5
第2章 豊能町のいま	6
1. まちの概況	6
2. 社会潮流	8
3. 住民の声	10
第3章 まちづくりの課題	14
1. 3つの視点から見るまちの課題	14
2. まちづくりにおける新しい価値観	17
第4章 人口ビジョン	18
1. 人口ビジョンの位置づけ	18
2. 総人口の推移と人口動態の動向	19
3. 基本的な視点と取り組みの方向性	22
4. 人口の将来展望	23
第5章 将来像とまちづくりの方向性	25
1. まちの将来像	25
2. 目標人口	26
3. 基本構想の構成	27
4. 基本指針と基本施策	28
5. 土地利用構想	31
II. 基本計画	35
第1章 3つの大きな考え方	36
第2章 基本指針の取り組みの概要	38
基本指針1 住民主役の まちをつくり出す “ひとづくり”	45
基本指針2 未来の活力を 生み出す “しごとづくり”	59
基本指針3 緑の中で 楽しく暮らせる “まちづくり”	69
III. 総合まちづくり計画と 第2期まち・ひと・しごと 創生総合戦略との関わり	81
第1章 基本計画の実施と総合戦略との関わり	82
第2章 基本計画の実施と展開	83
第3章 計画の進捗管理	85
IV. 資料編	87



I. 基本構想

- ◆ 第1章 総合まちづくり計画策定について
- ◆ 第2章 豊能町のいま
- ◆ 第3章 まちづくりの課題
- ◆ 第4章 人口ビジョン
- ◆ 第5章 将来像とまちづくりの方向性

第1章 総合まちづくり計画策定について

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成22（2010）年度に「人とみどりが輝くまち とよの」を将来像とした第4次豊能町総合計画を策定し、自然や歴史文化を活かしながら、住民と行政との信頼・協働によるまちづくりに取り組んできました。

また、平成27（2015）年度に豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生についても取り組んできました。

しかし、少子高齢化や人口減少は深刻化しており、このままでは、福祉サービスをはじめとした、まちの機能を維持することが困難になることが考えられます。さらに、近年は地震や台風、大雨などの災害が頻発していることや、新型コロナウイルスの世界的な流行により、安全・安心に暮らしを送るためにも、様々なことに配慮する必要性が高まっています。

こういった社会情勢を受け、今後のまちづくりでは、住民と行政がそれぞれの役割を担いながらまちづくりを推進していくことが必要不可欠です。また、地方創生をはじめ、地域の交流などを活発にしていくことで、まち全体に活力を創出し、人口が減少していく中でも活気あるまちづくりを進めることができます。

のことから、本町では住民協働のもと、これからも幸福度が高い安心して充実した暮らしを送り続けることができるまちをめざし、10年後の豊能町のあるべき姿を考え、その実現に向けてまちづくりを進めていくための指針として、豊能町総合まちづくり計画を策定します。



2. 計画の位置づけ

国では、地方分権の推進にあたり、市町村が自立し、独自性を持った行政運営を行うことを目的に、平成23(2011)年の「地方自治法」改正で地方自治体の基本構想の策定義務を廃止しました。しかし、まちづくりの基本的な方向性となる基本構想に基づきながら、各分野の取り組みを推進していく必要があることから、本町では基本構想とそれに基づく基本計画を策定します。

この計画は、まちの望ましい将来像とその実現のための基本方向や施策を明らかにするものであり、今後は本計画に基づき、これらの施策を総合的、計画的に展開していくことになります。そのため、本計画は本町の最上位計画に位置づけられ、行財政運営を合理的に進め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための尊重すべき指針となります。

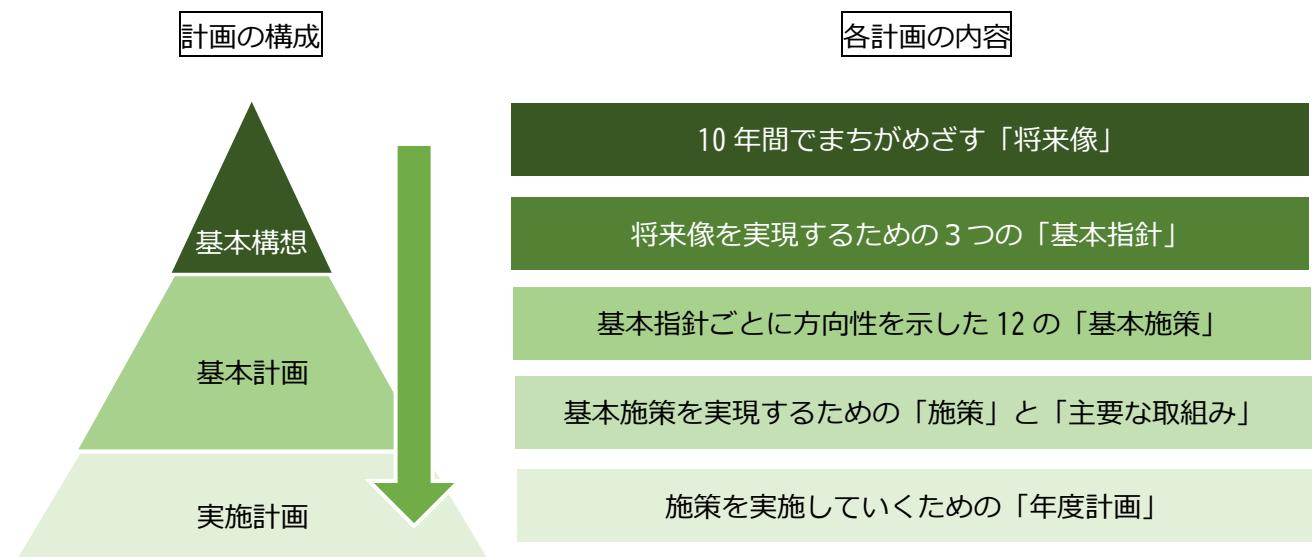
また、市町村では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という）」を策定することが努力義務として設定されていますが、本計画では総合戦略の考え方を取り入れており、二つの計画が連動した計画となるように、基本計画に掲載する「主要な取組み」のうちの一部を総合戦略事業として位置付けることとします。



3. 計画の構成と期間

① 総合まちづくり計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されています。それぞれで示している項目は以下の通りです。



② 総合まちづくり計画の期間

基本構想及び基本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間とします。ただし、基本計画については、中間年度にあたる令和8（2026）年度に必要な見直しを行います。

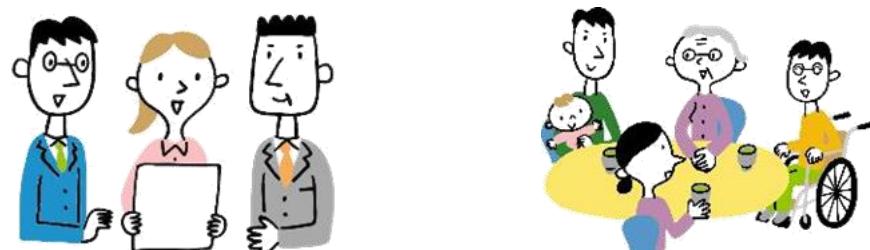
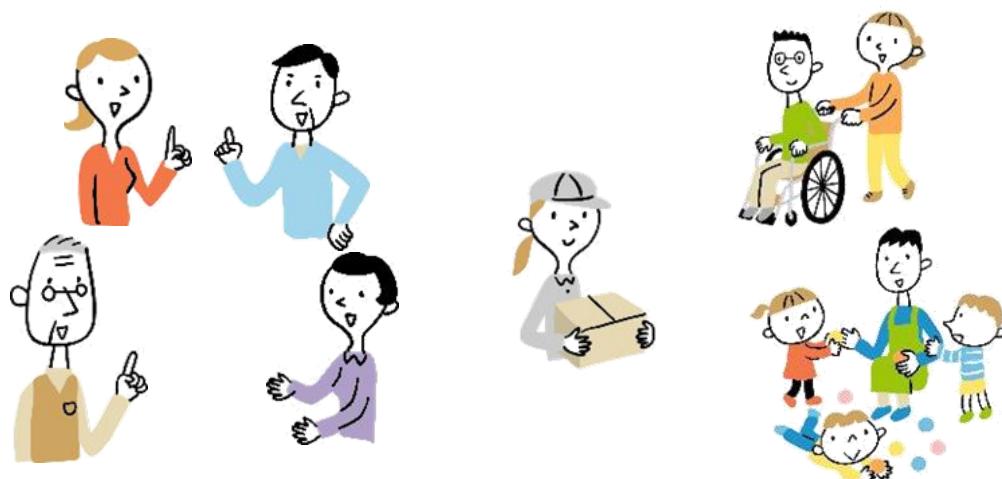
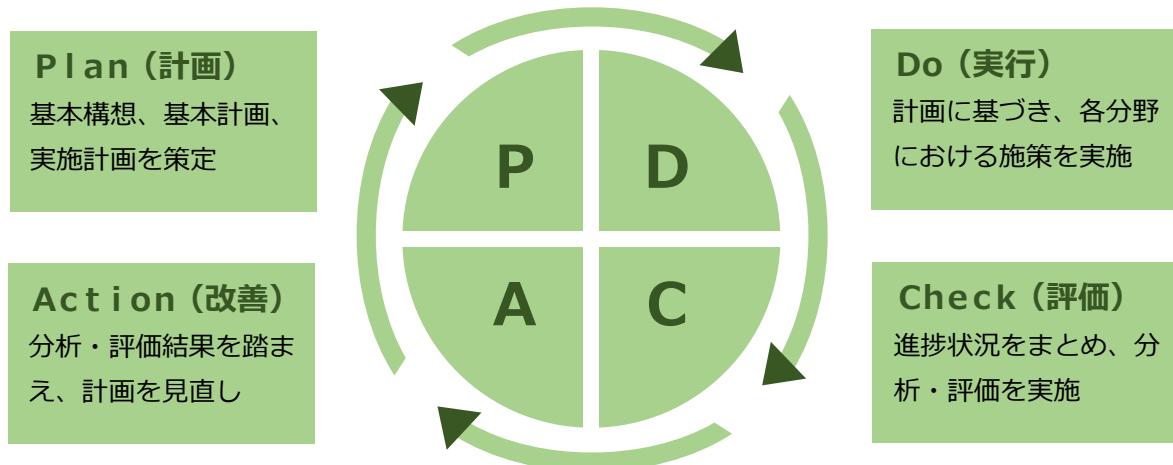
また、毎年度実施している事業評価（主要施策成果報告）をもって実施計画とし、施策の実現に向けたPDCAに取り組みます。



4. 計画の推進

本計画は、まちの将来像やまちづくりの目標を実現させるために、必要に応じて住民、職員、議会、審議会などに意見をいただきながら、PDCAサイクルにより、検証・改善をしながら推進します。

また、中間年にあたる令和8（2026）年には、まちの状況や社会潮流、国の政策に合わせて基本計画全体を見直します。



第2章 豊能町のいま

1. まちの概況

① 本町の地勢

本町は、大阪府の北部、北大阪地域に属し、大阪都心部よりおよそ 30 kmの距離に位置しています。東は茨木市、西は兵庫県川西市、南は箕面市、北は能勢町及び京都府亀岡市に接しています。

また、本町は北摂山地に位置し、標高 500m から 600m ほどの山地が連なり、中央は猪名川の支流余野川による浸食小盆地が広がっています。本町はその大半が猪名川水系に属しており、町域は、河川の流域別に余野川流域の東部地域、箕面川流域の南部地域、初谷川流域の西部地域の 3 つの地域に分かれています。

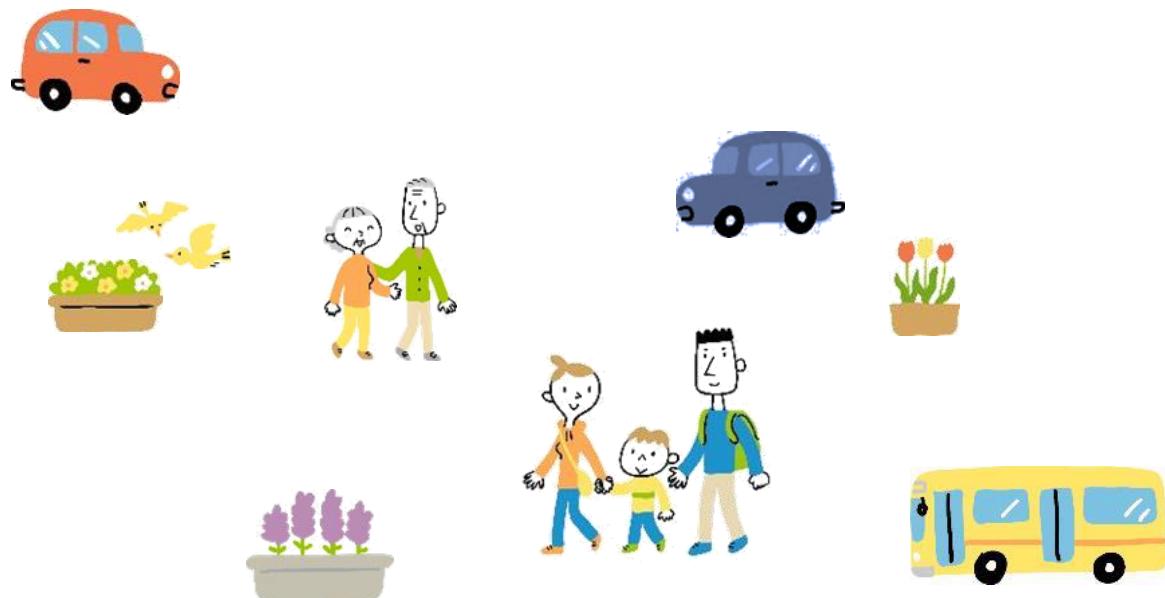
町域の約 7 割が山林に占められており、東部地域は、盆地上に広がる農地とその間に点在する集落や開発により形成された市街地、そしてこれらを取り巻く山地によって構成されています。南部地域は小規模な盆地と集落、これらを取り巻く山地によって構成されています。西部地域は吉川集落と谷間の農地のほか、大規模開発による市街地によって構成され、農村環境と都市環境が共存する地域となっています。東部地域と西部地域の境目には妙見山に連なる自然が広がっており、相互の連絡は他市を経由しなければならない側面を有しています。



② 本町の交通

交通アクセスを見ると、鉄道は、町の西部を能勢電鉄妙見線が走り、妙見口駅、ときわ台駅、光風台駅の3駅が設置されています。主要幹線道路として、町の東部を縦貫する国道423号、町の西部を縦貫する国道477号があり、北は京都府亀岡市、大阪府能勢町、南は大阪府池田市、兵庫県川西市方面と連絡しています。

平成19（2007）年5月には箕面有料道路（箕面グリーンロード）と箕面森町を通る止々呂美東西線が開通され、東部地域と西部地域の往来と、大阪都心へのアクセスが格段に向上しました。さらに、平成30（2018）年3月には新名神高速道路の高槻インターチェンジと神戸ジャンクション間が開通し、京都市内、神戸市内、淡路島や琵琶湖まで約1時間で行くことが可能となりました。また、今後、令和5（2023）年度には新名神高速道路の全線開通が予定されており、一層、交通の利便性に優れた地域となることが予想されます。



2. 社会潮流

① 本格的な人口減少と超少子高齢社会の到来

日本における人口は、平成 20（2008）年以降減少している中で、高齢者の割合は年々増加しており、令和 16（2034）年には高齢者が日本の人口の 3 分の 1 を占めると予想されています。これにより、社会保障費や医療・介護サービスなどの需要が提供体制を大幅に上回る可能性があるため、施設などの機能の集約や統廃合により、人口減少に耐えうる社会システムの構築が求められています。

② 多様な連携と協働によるまちづくりの推進

人口減少に伴い、全国的に高齢化や自治会加入率の低下、住民間の交流の希薄化、ボランティア参加者の減少などが課題となっています。これからは、住民、団体、企業、教育機関、自治組織、NPO など、地域で活動している多様な人々が、「自助」「互助」「共助」「公助」による役割分担のもと、住民と行政との協働によるパートナーシップを強化していくことが重要となっています。

③ 高度情報化社会の進展

ICT（情報通信技術）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。インターネットが普及し、多くの人がパソコンやスマートフォンなどによる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用しているほか、医療や介護の分野における ICT の活用のほか、「モノのインターネット」である IoT が社会に浸透したり、AI を用いることで仕事の機械化・効率化を図ったり、「Society5.0」に基づいて、生産性の向上や安全面の強化が進められたりしています。

④ 安全・安心な社会の構築

少子化の進行により、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備が求められています。また、健康づくりや医療体制についても、介護予防などの観点から充実していかなければなりません。そのほか、地震をはじめ、台風や集中豪雨などの災害が起きても安全の確保ができるまちづくりや、防犯面における安全の確保、施設やインフラの老朽化なども暮らしの安心を脅かすものであり、多様な視点から住民の安全・安心な暮らしを確保することが必要です。



⑤ グローバル化の新たな局面の到来

世界的に見ると国を越えた経済活動や、人の流入が活発になっている中で、日本は経済規模の縮小により、相対的にグローバル化に出遅れている傾向にあります。しかし国としても、グローバル化については積極的に取り組む方向性を見せており、今後は外国人労働者や外国人観光客の増加が予想されることから、国際社会に応じた競争力の向上が重要です。

⑥ 経済の再生と雇用環境の変化

全国的な雇用状況として、有効求人倍率は改善傾向にありますが、非正規雇用者が増加しています。また、生産年齢人口の減少が見込まれており、女性や高齢者、外国人など、多様な人々の働きやすい環境づくり、ICTの活用による業務効率化など、人々の暮らしや社会システムを大きく変えながら働き方や仕事のあり方について検討する必要があります。

⑦ 環境と調和した持続可能な地域づくり

日本は、豊かな山や海など自然環境に恵まれており、これらの環境を保全・再生・活用することが重要となっています。さらに、環境負荷の少ない持続可能な経済社会をめざして、循環資源を原材料として用いた製品の需要を拡大するための消費者への普及啓発や、二酸化炭素の排出を抑制したカーボンニュートラルの推進なども重要な要素となっています。

⑧ 健全な行財政運営の推進

日本の財政は、社会保障関係費などの増大による歳出増加の一方で、生産年齢人口の減少などによる税収の伸び悩みにより、厳しい財政状況が続いている。そのような中で、平成12（2000）年の地方分権一括法の施行以降、地域での自立的な取り組みが求められており、地域の抱える課題を、行政だけでなく住民や地域団体、企業や学校など、様々な主体で解決していく協働型マネジメントサイクルが必要とされています。



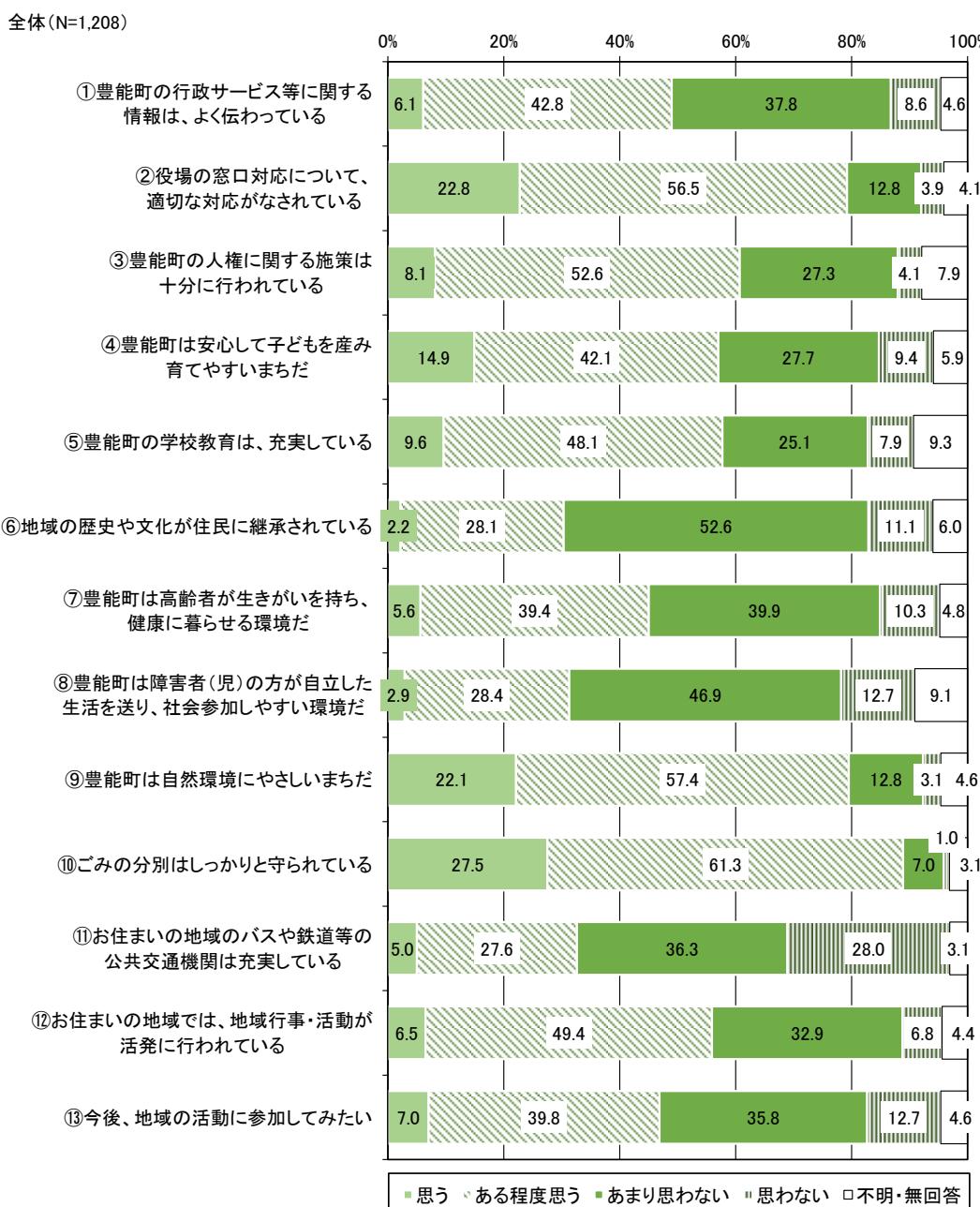
3. 住民の声

計画を策定するにあたって、住民を対象としたアンケートやワークショップを行い、住民の抱えている、まちづくりに対する想いや意見をおうかがいしました。

① 住民意識調査（アンケート）から見る豊能町のまちづくりについて

住民に行ったアンケートでは、豊能町のまちづくりの中で、よく取り組めている項目としては、「⑩ごみの分別はしっかりと守られている」、「⑨豊能町は自然環境にやさしいまちだ」、「②役場の窓口対応について、適切な対応がなされている」が挙げられています。

一方、取り組みを強化していくべき項目としては、「⑪お住まいの地域のバスや鉄道等の公共交通機関は充実している」、「⑥地域の歴史や文化が住民に継承されている」、「⑧豊能町は障害者（児）の方が自立した生活を送り、社会参加しやすい環境だ」が挙げられています。



② ワークショップの概要

これからまちづくりについて、住民からの意見を反映し、実行力のある計画とするために、住民ワークショップを開催しました。

開催にあたっては、「まちづくり活動をしたい！」という想いを持って、様々なプロジェクトを立ち上げ取り組んでいる「トヨノノ応援会」の報告会の場を活用し、開催しました。ワークショップでは、まちづくりに対する熱い想いをお持ちの住民や近隣市町から本町に関わってくれている人たちの意見をいただきました。

開 催 概 要

開催日時

令和3（2021）年3月14日（日）

13時～17時（うち14時半から1時間半程度にWSを開催）

参加人数

「トヨノノ応援会」の参加メンバー31名と行政職員8名

プログラム

- ①まず、小テーマ7つごとにテーブルにわかれ、小テーマの中で豊能町がこうなったらいいなと思う理想像を付箋に書きました。その際、「住民」「企業」「行政」が取り組むことが書ければ、それも下に記入しました。
- ②その後グループ内で共有をして、他の人の付箋でいいと思ったもの2つにシールを張りました。
- ③ギャラリーウォークと呼ばれる他のグループの意見を見て回る時間を設け、自分のグループ以外の各グループの意見の中で、いいと思った付箋に1つずつシールを張りました。
- ④元のグループに戻り、シールが多かった付箋2つに対して、「住民」「企業」「行政」が取り組むことをグループ全員で考えました。
- ⑤最後にシールが多かった付箋について発表をして、全員に共有しました。



③ ワークショップ結果まとめ

ひとづくり（基本指針1）に関すること

- ・小・中学校から自分で授業を選択
- ・教師・親の心のケア
- ・ICTを取り入れた学校教育
- ・放課後、子どもが安心して過ごせる場
- ・自己肯定感の高い子どもを育てる



基本施策1 施策1 「地域とともににある魅力ある教育」

- ・待機児童が少ない町
- ・親がリフレッシュ／親の居場所



基本施策3 施策7 「安心できる出産と子育て環境」

- ・近所付き合いで心を健康に
- ・よろず相談のできる居場所



基本施策2 施策6 「地域でみんながいきいきと暮らせる社会」

- ・日常生活に音楽・癒し・笑いのある町



基本施策4 施策9 「まちのことを『好きになる』シティプロモーション」

- ・世代、ジェンダー区別をしない町



基本施策1 施策3 「人権に向き合うひとづくり」

- ・いろんな体験ができる町
- ・遊び、学びのある町
- ・多世代がともに学べる町
- ・年齢問わず学びのある町
- ・学んだことを発表する場をつくる



基本施策1 施策2 「子どもから大人まで。生涯、学習！」

しごとづくり（基本指針2）に関すること

・歩くのが楽しい町

・登山客が立ち寄れる場所づくり



基本施策4 施策29 「交流人口増加への取り組み」

・自然が楽しめる

・豊かな自然を活かした遊び



基本施策3 施策27 「豊かな自然を大切にするまちづくり」

・安心・安全



基本施策1 施策22 「安心・安全なまちの基盤整備」

・とよのブランド



基本施策4 施策18 「新しい農業でつくる『とよのブランド』」

・町中でウォーキングWEマーケット



基本施策2 施策24 「地域のつながりを活かしたコミュニティの活性化」

まちづくり（基本指針3）に関すること

・個人が輝き町が支える町

・コワーキングできる町

・ママの働く場所がたくさんある町



基本施策2 施策14・15 「仕事づくりのための環境づくり」
「新しい人と働き方の受け入れ」

・若い人が町を元気にする
・挑戦しやすい場がある町

・若い世代移住につながる魅力ある活力
・クリエイティブが溢れる町



基本施策1 施策13 「まちなか起業者を応援」

・商いが身近にある町

・資金が循環する町



基本施策3 施策16 「地域でお金が回る仕組みづくり」

第3章 まちづくりの課題

1. 3つの視点から見るまちの課題

社会潮流や住民の声、これまでの取り組みなどを踏まえて、豊能町のまちづくりの課題をまとめます。

① “ひとづくり”に関する視点

社会潮流や町の統計から見る現状

- ・合計特殊出生率が全国最下位で、少子化が急速に進行している。
- ・25年後には、75歳以上人口が50%を超えることが予想されており、高齢化に対応できる地域づくりが求められている。
- ・より教育を一体的に推進していくためには、上質な教育環境をつくる必要がある。
- ・地域間の交流や、住民の主体的な活動は少なからずあるものの、積極的な地域交流や住民参画が必要。

住民の声（アンケート・ワークショップ）から見えること

- ・アンケートによると、福祉サービスに対する満足度において障害福祉はやや低い傾向にある。
→「高齢者福祉の充実」の満足度30.9%（「満足」「どちらかといえば満足」の合計割合 以下同）、
「子育て支援サービスの充実」の満足度27.3%、「障害者（児）福祉の充実」の満足度24.5%
→「豊能町は障害者（児）の方が自立した生活を送り、社会参加しやすい環境だ」と思わない割合59.6%（「あまり思わない」「思わない」の合計割合 以下同）
- ・医療体制については、重要だという声が最も高いにも関わらず満足度が低い。
→「医療体制の整備」の重要度83.5%（「重要」「どちらかといえば重要」の合計割合 以下同）、
「医療体制の整備」の満足度26.9%
- ・教育環境を充実してほしいと考えている住民が多く、町全体の教育に対する意識が高い。
→「学校教育の推進」の重要度78.8%、「信頼される学校づくり」の重要度78.3%
- ・いつまでも健康に過ごすことができるよう、健康維持のための取り組みを進めてほしいニーズが高い。
→「健康づくり等の充実」の重要度79.6%
- ・ワークショップでは、子育て環境として遊び場の充実と、学びの場の充実が望まれている。

“ひとづくり”において解決すべき課題

- ・若年層の移住定住の促進
- ・子育て支援と教育環境の充実
- ・高齢者や障害者などの福祉サービスの向上
- ・地域で支え合い、助け合える地域福祉の推進
- ・医療環境の整備と地域医療の充実

② “しごとづくり”に関する視点

社会潮流や町の統計から見る現状

- ・雇用の場が少なく、町外に働きに出る人が多い。
- ・人口減少で生産年齢人口（働き手）も減少していることから、生産力の低下が懸念されている。
- ・農林業については、担い手不足が顕著で、新規就農者などを増やす必要がある。
- ・集客力のある観光資源や宿泊施設が少なく、町外から観光客が確保できない。
- ・コロナ禍により、テレワークやリモートワーク、ワーケーションなど新しい働き方が見直されている。

住民の声（アンケート・ワークショップ）から見えること

- ・町内での就労意向は高いが、働く場所がないため働けないという方が多く、結果として町外に働きに出ている。
→町内で働きたい割合 51.1%（「ぜひ町内で働きたい」8.3%、「働く場や働くことへの支援があれば町内で働きたい」42.8%）
- ・まちづくりの今後の取り組み（39 施策）として、“農林業の振興”を重視する意識が低い傾向にある。
→「農業の振興」の重要度 66.5%（39 施策中 36 位）、「林業の振興」の重要度 63.3%（39 施策中 39 位）
- ・子ども世代の定住条件として“通勤圏内”を重視する意見が上位 3 位。
→子どもの世代が豊能町に住み続けるために必要なことで「通勤できる範囲の仕事環境」が 24.8%
- ・新たな仕事にチャレンジできるような支援が充実しており、活気をつくっていけるまちづくりが望まれている。
- ・大阪市内や東大阪からでも通勤でき、都市部に比べると、地価が安く、なおかつ自然と近く気分良く働ける環境が整っているため、企業の移転先として魅力がある。

“しごとづくり”において解決すべき課題

- ・新しい働き方への対応
- ・企業誘致などによる雇用の場の確保と商工業の振興
- ・効果的かつ利便性の向上に向けた土地利用
- ・農林業の人材確保と運営支援

③ “まちづくり”に関する視点

社会潮流や町の統計から見る現状

- ・インフラや法定外公共物の老朽化が進んでいる。
- ・東西交通の手段が豊能町の大きな課題となっており、公共交通の整備の過程で、対策を講じていくことが必要。
- ・スマートモビリティや個別宅配など、ICTを活用したサービス提供のあり方が求められている。
- ・自治体DXの推進や行財政改革など、新たに行政として取り組むべきことが国から示されている。

住民の声（アンケート・ワークショップ）から見えること

- ・公共交通への不満が多くなっている。
→転入時や住み始めた時の困ったことで「公共交通利用・移動」が53.1%で最も高い
- ・町外へのアクセスの利便性の向上や、町内の交通機関の充実が求められている。
→「お住まいの地域のバスや鉄道等の公共交通機関は充実している」と思わない割合64.3%
- ・「交通アクセスの改善」の重要度88.3%
- 子どもの世代が豊能町に住み続けるために必要なことで「道路や公共交通の利便性」が42.3%で最も高い
- ・自然や緑が豊かに残っており、それが豊能町の大きな魅力である。
→「豊能町は自然環境にやさしいまちだ」と思う割合79.5%（「思う」「ある程度思う」の合計割合）、「水と緑の環境保全」の重要度80.0%
- ・環境保全に対する意識が高い傾向にある。
→「ごみの分別はしっかりと守られている」と思う割合88.8%
- ・自然の魅力を活かし、豊能町での暮らしを豊かにすることが必要。
- ・暮らしを支える都市基盤の維持・整備として、“ICTの導入”を重視する意識が高い傾向にある。
→「情報通信基盤の整備」の重要度82.2%（39施策中6位）
- ・観光施策について今後注力していかなければならないと考えている人が多い傾向にある。
→「商工業・観光交流の振興」の満足度14.1%、重要度71.2%
- ・行政と団体、住民の連携をより強固なものとできるように、双方から歩み寄りアプローチをすることが大切。

“まちづくり”において解決すべき課題

- ・住民同士の交流の活性化と、住民主体の活動への支援
- ・公共交通などの利便性の向上
- ・下水道や道路などの公共建造物などの整備と維持
- ・豊かな自然の保持と環境保全活動の推進
- ・新しい観光のあり方の検討
- ・自治体DXの推進やICTの取り入れによる効率的な行政運営

2. まちづくりにおける新しい価値観

今後、本計画に基づきまちづくりを推進する中で、新たに取り組まなければならないことを SWOT 分析から導き、施策に反映します。

S

強み：

豊能町の強みは何か

- 自然環境が豊かで夏でも涼しく空気がきれい
- 大阪市内から1時間程度でアクセス可能な近さ
- ツーリングスポットとして注目を浴びている
- 「トヨノノ応援会」や「トヨノノレポーター」など住民による能動的な活動が活発
- 企業連携、官学連携の協定を締結しており、民間の力を活用したまちづくりの機運が醸成されている
- 良質な一戸建てを所有している人が多い
- 元気な高齢者が多い
- 地域新電力の会社が創設されている
- インフラの整備率が高い

O

機会：

チャンス、好状況

- 近隣市町に大型の企業団地が数多く進出している
- 近隣市では転入超過になっているところもある
- 外国人観光客や外国人労働者が増加してきている
- 北大阪急行の延伸や新名神高速道路の完成など交通アクセスの利便性が向上している
- 令和7（2025）年大阪万博の開催が決定しており、世界的に注目されている
- 様々な分野やモノにおいてICTの活用や、AIの普及による作業の効率化が図られている
- ライフスタイルや価値観が多様化し、ダイバーシティを踏まえた社会形成が必要とされている

W

弱み：

豊能町の弱みは何か

- 合計特殊出生率が低く少子化が急速に進んでいる
- 高齢化率が全国や大阪府の平均より非常に高い
- 町内に企業や事業所が少ない
- 空き家が増加している
- 進学、就職、結婚を機に若者が流出している
- 観光資源が乏しく観光消費はほとんどない
- 農林業の後継者が減少している
- 企業誘致などをできる土地がない

T

脅威：

外的なマイナス要因

- 少子化による人口減少社会が到来している
- 人口獲得競争が激化しており、人口流出の可能性が高まっている
- 地域ブランドの自治体間競争が激化している
- 高齢化による介護問題が深刻化している
- 多様な災害発生のリスク、災害の大型化による対策が求められている
- 公共インフラの老朽化や更新費用が増大している
- 二酸化炭素排出が制限されており、カーボンニュートラルの取り組みが求められている

豊能町が取り組むべきこと

1. まちの未来につながる教育の推進	2. いつまでも健康で、みんなが活躍するまち
3. 安心して子どもが産める環境づくり	4. まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進
5. まちで働く人を応援	6. 人や仕事を呼び込むテレワークの推進
7. 地域経済を循環させる	8. 地域産業を元気にする6次産業化
9. 住民のQOL向上をめざしたコンパクトなまちづくり	10. 人が活躍できる地域コミュニティづくり
11. 低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり	12. 交流人口の増加で新たな風土づくり

第4章 人口ビジョン

1. 人口ビジョンの位置づけ

① 人口ビジョンの位置づけ

「豊能町人口ビジョン（平成 28（2016）年 3月）」は、本町における人口の現状を分析するとともに、人口に関する住民の認識を共有しながら、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示しています。そこでは、人口減少・超高齢社会の到来により様々な分野において多くの負の影響を及ぼすことが懸念されており、「厳しく困難な未来」を変えるために豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し具体的な施策に取り組んできました。

豊能町総合まちづくり計画では、総合戦略と連動した計画として策定することとしており、まち・ひと・しごと創生の更なる充実・強化に向けた施策を展開していくため、本計画内において人口ビジョンの一部見直しを行います。

② 対象期間

人口ビジョンの対象期間は、長期的な視野に立った展望を行うため、国の長期ビジョンの期間（令和 42（2060）年）とします。なお、国の方針転換や、今後の本町における住宅開発などの影響、社会経済動向の変化など、人口に大きな影響を与える要因があった場合などにおいては、適宜見直しを行うものとします。

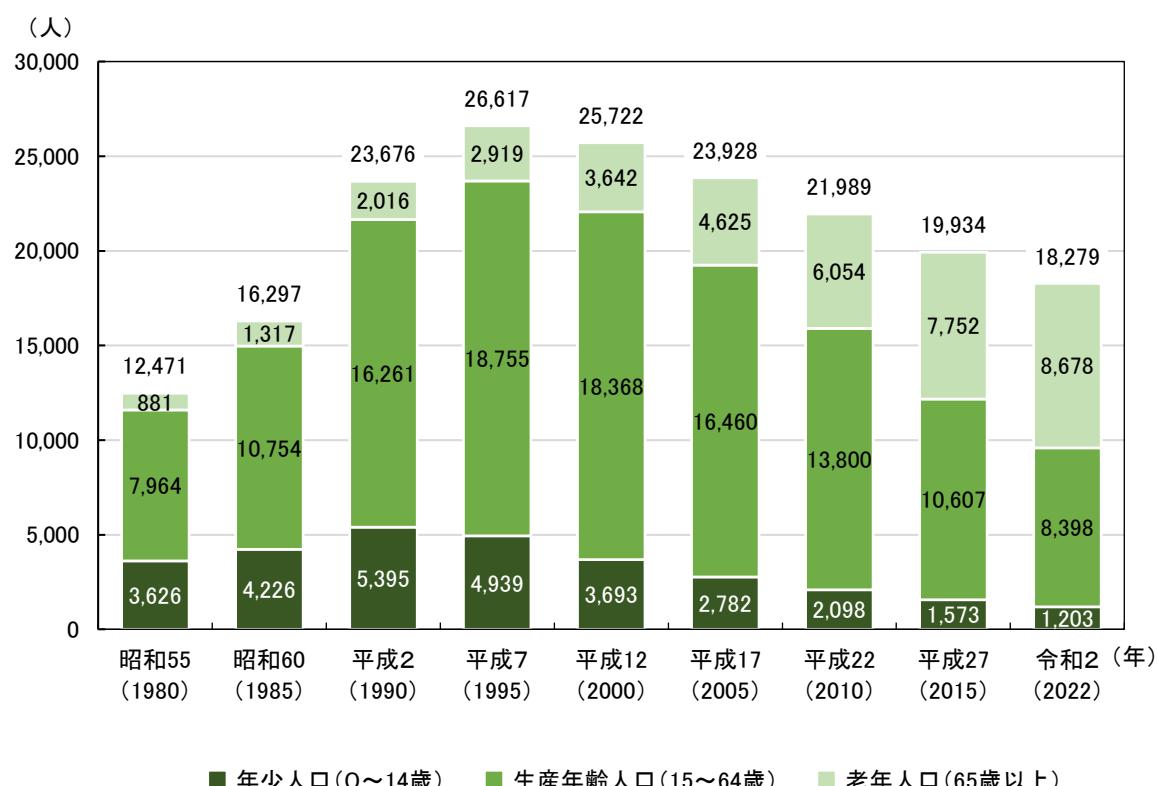


2. 総人口の推移と人口動態の動向

① 人口と世帯数の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、年少人口及び生産年齢人口の減少と老人人口の増加により少子高齢化が進行しています。近隣市町と比べても、特に少子化が急速に進行しています。一方で、高齢者単独世帯割合は低いものの、経年では増加しており、1世帯あたり人員も減少していることから、今後は家庭や地域における高齢者支援のニーズが増加することが考えられます。

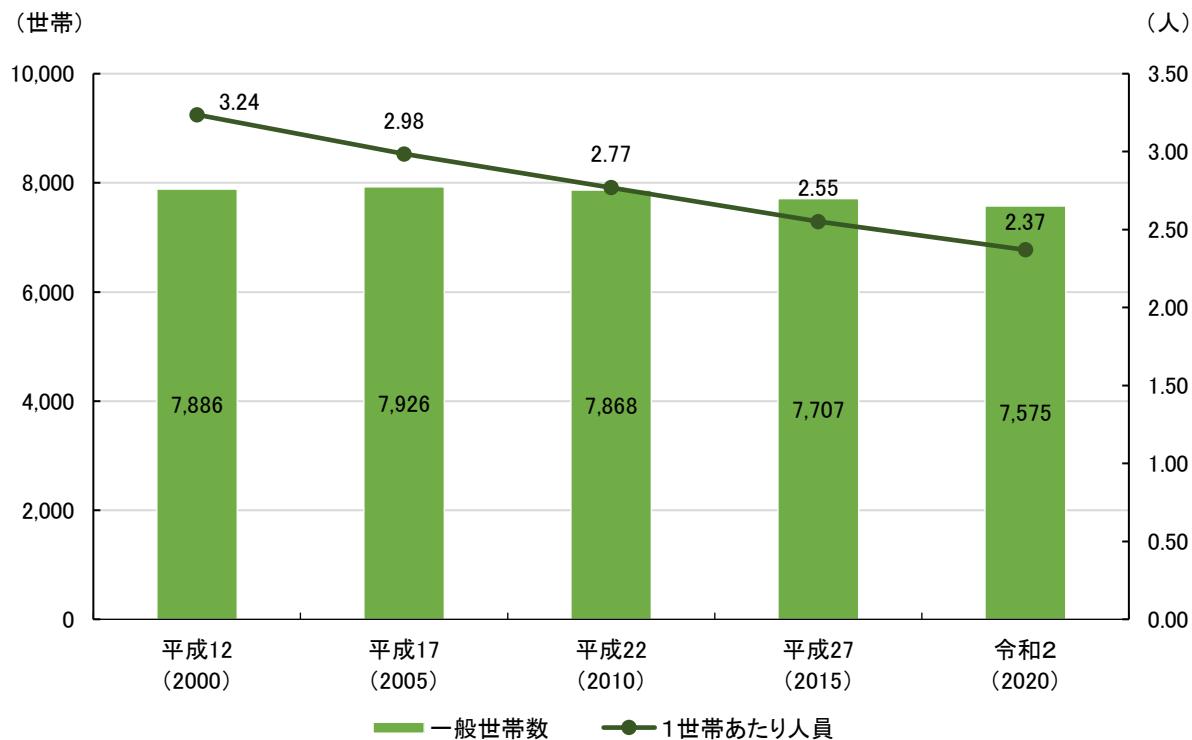
■総人口及び年齢区分別人口の推移（各年 10月 1日現在）



総人口は、平成 7（1995）年が最も多く 26,617 人となっています。平成 7（1995）年以降減少が続き、令和 2（2020）年には 18,279 人となっていますが、老人人口は昭和 55（1980）年以降増加が続いている状況です。



■世帯数などの推移



世帯数は、平成 12 (2000) 年以降ほぼ横ばいで推移しています。一方、1 世帯あたり人員は減少が続いており、平成 12 (2000) 年では 3.24 人だったものの、令和 2 (2020) 年には 2.37 人となっています。

■老人人口割合・年少人口割合の比較

	老人人口割合(%)					年少人口割合(%)				
	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
豊能町	14.2	19.3	27.5	38.9	47.3	14.4	11.6	9.5	7.9	6.6
箕面市	13.4	16.8	21.5	25.9	25.5	14.1	13.6	13.6	14.2	14.8
能勢町	19.0	22.6	27.3	34.8	40.9	17.6	13.9	10.2	8.0	6.6
茨木市	12.4	15.5	19.6	23.5	23.2	14.8	14.8	14.9	14.6	13.3
池田市	15.0	18.9	22.0	25.9	25.8	13.5	13.1	13.3	13.0	11.9

令和 2 (2020) 年時点を近隣市町と比較すると、老人人口割合は最も高く、年少人口割合は能勢町と並んで最も低くなっていることから、少子高齢化の進行が見られます。

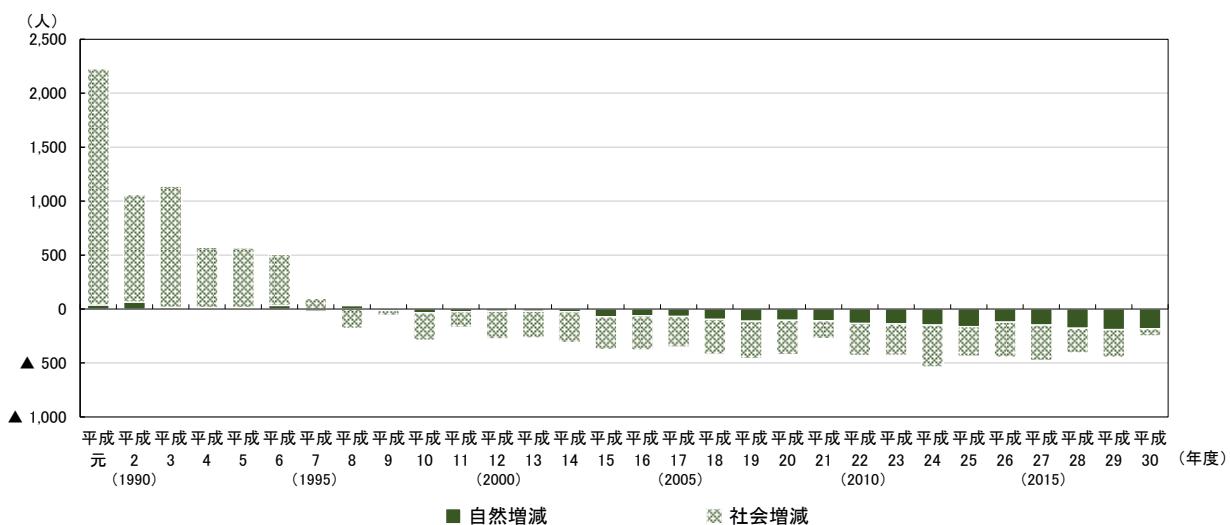
(資料) 総務省「国勢調査」

② 人口動態の動向

社会動態（転出・転入による増減）では平成 8（1996）年度より転出者が転入者を上回る社会減、自然動態（出生・死亡による増減）では平成 9（1997）年度から継続して死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

近年では、社会減は減少しているものの、特に就職や進学に伴う 10 歳代後半～30 歳代前半の転出超過が顕著な状況は続いています。また、自然減については増加傾向となっています。

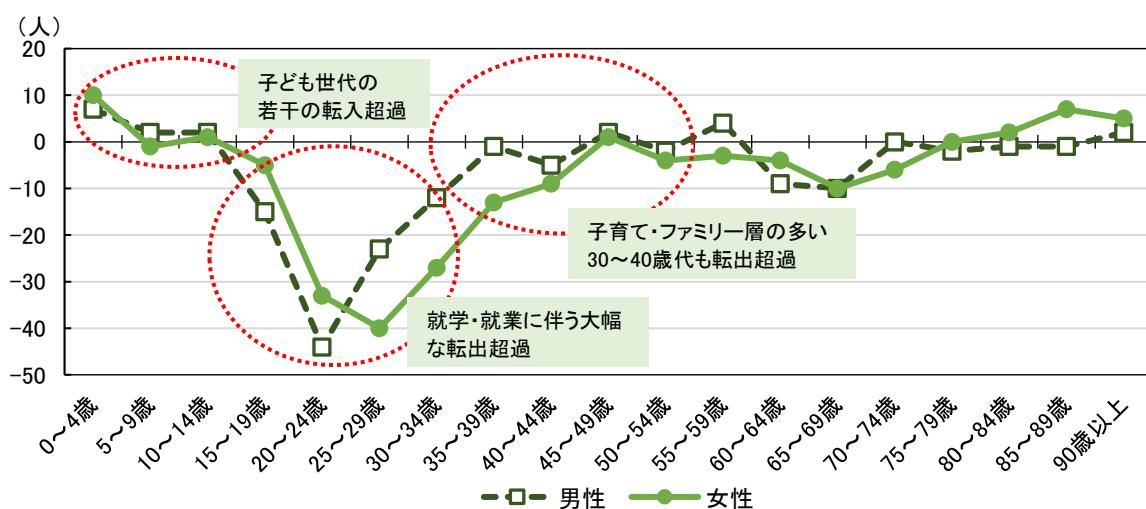
■人口動態の推移



人口動態について、平成 8（1996）年に人口減が人口増を上回っています。平成 20（2008）年頃までは社会減が目立っていたものの、近年では自然減が増加している状況が見られます。

（資料）平成 30 年度版豊能町統計書

■男女別・5歳階級別の純移動数（平成 27（2015）年）



純移動数について、10 歳代前半までの子ども世代の転入超過はあるものの、10 歳代後半～30 歳代前半の転出超過が男性・女性ともに著しくなっています。

（資料）住民基本台帳人口移動報告

3. 基本的な視点と取り組みの方向性

本町では、全国や大阪府を上回るスピードで少子高齢化が進んでおり、今後もその傾向が続くことが予測されています。

近い将来到来することが予想されている人口減少・超高齢社会は、住民生活や経済・雇用、まちづくり、行政運営などの様々な分野において、多くの負の影響を及ぼすことが懸念されています。また、これらの変化に対して、このまま何も対策を講じなければ、本町は全国に先駆けて「厳しく困難な未来」を迎えるおそれがあります。

しかし、一方で、人口の変化については景気や自然災害などと異なり、長期的に一定の傾向を予測することができ、何らかの対策を講じることが可能です。つまり、人口が増加していた時代の仕組み・政策はもとより、社会情勢に合わせた取り組みや、一人ひとりの意識・考え方、ライフスタイルなどを改め、人口増に転じることができれば、「厳しく困難な未来」を変えることができます。

本町では、行政や地域住民をはじめ、地域の活動団体、事業者、教育機関などの多様な主体が連携し一丸となることで、これまでの仕組み・考え方を変革するとともに、様々なアイデアや創意工夫を通じて多くの人に選んでもらえるまちづくりを行うことで、「人口減少・超高齢社会の到来」への対策を積極的に講じていきます。

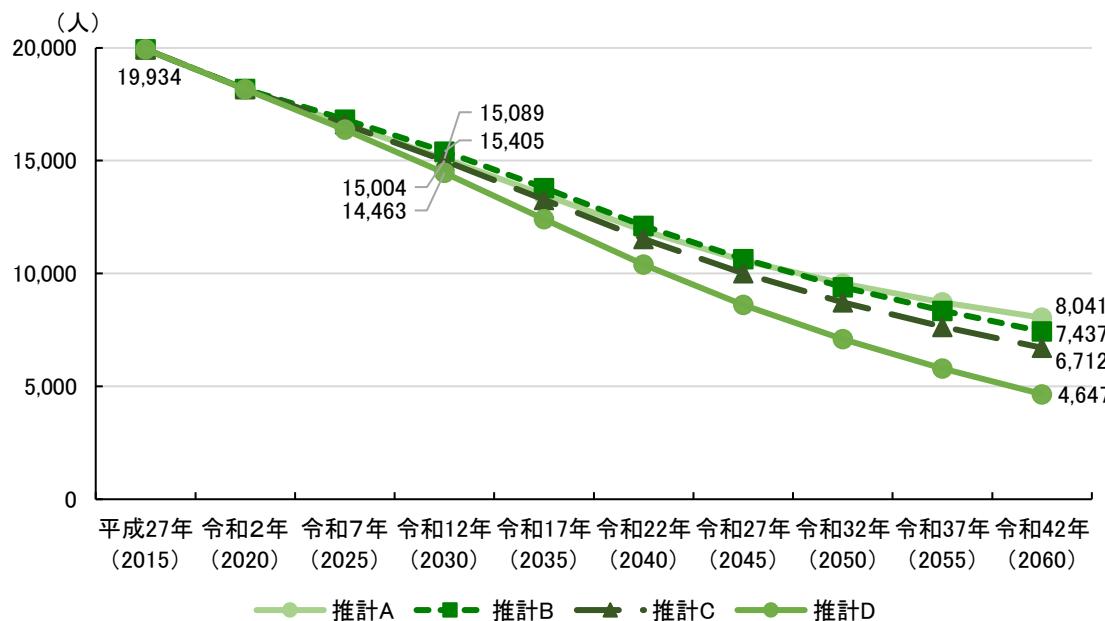
なお、「人口減少・超高齢社会の到来」への対策については、人口減少に歯止めをかけるための取り組みとともに、避けることができない人口減少・超高齢社会にしっかりと対応するための取り組みを両輪として進め、新たな社会構造の構築と魅力の創出により、地域社会を持続させることで、「厳しく困難な未来」を変え、持続可能なまち・豊能の実現をめざします。



4. 人口の将来展望

「人口ビジョンの基本的な視点と取り組みの方向性」を踏まえた取り組みにより、『転出超過（社会減）の抑制』と『合計特殊出生率の改善に伴う自然減の抑制』を図っていくことを踏まえ、本町の将来人口を展望します。

■豊能町の将来人口推計



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
推計 A	19,934	18,175	16,623	15,089	13,479	11,894	10,575	9,559	8,727	8,041
推計 B	19,934	18,175	16,825	15,405	13,787	12,114	10,644	9,398	8,345	7,437
推計 C	19,934	18,175	16,620	15,004	13,266	11,532	10,010	8,724	7,642	6,712
推計 D	19,934	18,165	16,378	14,463	12,408	10,393	8,612	7,097	5,790	4,647

■人口の推移指数（2015を1とした場合の変化）

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
推計 A	1.00	0.91	0.83	0.76	0.68	0.60	0.53	0.48	0.44	0.40
推計 B	1.00	0.91	0.84	0.77	0.69	0.61	0.53	0.47	0.42	0.37
推計 C	1.00	0.91	0.83	0.75	0.67	0.58	0.50	0.44	0.38	0.34
推計 D	1.00	0.91	0.82	0.73	0.62	0.52	0.43	0.36	0.29	0.23

各推計パターンの考え方は以下のようになっています。

推計A

- ・合計特殊出生率は令和12（2030）年に1.00、その後維持
- ・令和22（2040）年まで転出超過が0となり、その5年後までに現在の転出の1/4、10年後までに現在の転出の半数の転入者を確保し、その後は継続してその転入者数を維持する

推計B

- ・合計特殊出生率は令和12（2030）年に1.00、その後維持
- ・令和12（2030）年までに転出超過が0となり、令和12（2030）年以降は5年ごとに子育て世帯が5世帯（男の子5：女の子5：父親5：母親5）、単身の若い世代が10人（男8：女2）、高齢者世帯が3世帯（夫3：妻3）転入してくる

推計C

- ・合計特殊出生率は令和12（2030）年に1.00、その後維持
- ・令和22（2040）年までに転出超過が0となり、令和22（2040）年以降は5年ごとに子育て世帯が5世帯（男の子5：女の子5：父親5：母親5）、単身の若い世代が10人（男8：女2）、高齢者世帯が3世帯（夫3：妻3）転入してくる

推計D

- ・転出数や出生数が現状と変わらずに推移する
(国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計〔出生中位・死亡中位仮定〕)



第5章 将来像とまちづくりの方向性

1. まちの将来像

自然に抱かれた多様性・創造性で
未来が輝くまち とよの

【西部地域（ニュータウン）】

- ・緑のあるスマートシティ
- ・都市的コミュニティ

NEW 豊能町

自然に抱かれた多様性・
創造性で未来が輝くまち
とよの

【東部地域（農村）】

- ・自然が多く農林業とのつながり
- ・農村的コミュニティ

本町では、大阪府の中でも特に豊かな自然に囲まれている一方で、阪神地域や大阪市のベッドタウンとして住宅街的一面もある、住み良いまちです。これまで、その良さに磨きをかけるための施策に取り組み、東西の両地区がそれぞれの魅力を磨き、2つの顔を持ったまちとして発展してきました。

本町では、東西それぞれがつくり上げてきた魅力を融合させることで、農村と住宅街から生み出される多様性と創造性を大切にした「新しい豊能町らしさ」をつくり上げ、その魅力に溢れるまちづくりに取り組んでいくことで、他地域にはない新たな価値を創出し、持続可能な地域づくりをめざしていきます。

2. 目標人口

本町の将来人口は、23ページ第4章第4節「人口の将来展望」に掲載している推計D（国立社会保障・人口問題研究所平成30年推計）によれば、転出数や出生数が現状と変わらず推移すると令和12（2030）年には14,463人、令和42（2060）年には4,647人になると予想されています。しかし、それでは現在の行政サービスやインフラ、公共施設などあらゆるものの維持が困難になることが確実です。

本計画で解決すべき最も大きな課題は、「人口減少・少子高齢化への対策」です。これまでの課題や将来像、基本指針を踏まえ、社会減の大きな要因である若年層の減少や、自然減の大きな要因である全国ワースト1の合計特殊出生率の低さと高齢化に伴う死亡者数の増加に対して重点的にアプローチし、『転出超過の抑制』と『自然減の抑制』を図っていかなければなりません。

10年後だけでなく、20年後、30年後にも、持続可能なまちとして豊能町が生き残っていくために、行政・住民・団体・企業・観光客・関係人口など町に関わる様々な人たちと連携・協働して、これまでにない新たな施策へ積極的に取り組むことで人口15,000人を維持し続けることを目標に各施策について取り組みます。

【本計画における目標人口】

令和13（2031）年度の人口



15,000人維持

をめざします。

なお、人口については公共施設の維持のためにも2万人をめざすべきとの意見もありましたが、社会潮流や本町の状況なども踏まえ、10年後に必ず維持する人口としては15,000人として設定し、本計画を推進する中で、より多くの人口を確保できるようなまちづくりを進めていきたいと考えています。



3. 基本構想の構成

まちの将来像

自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの

10年後の目標人口 15,000人維持 をめざす

重点課題

1
生産年齢人口
の定住促進

2
子育て世帯
の転入促進

3
健康寿命
の延伸

基本指針 1

住民主役のまちを
つくり出す
“ひとづくり”

基本指針 2

未来の活力を
生み出す
“しごとづくり”

基本指針 3

緑の中で
楽しく暮らせる
“まちづくり”

12 の基本施策

基本指針 1

1. まちの未来につながる教育の推進
2. いつまでも健康で、みんなが活躍するまち
3. 安心して子どもが産める環境づくり
4. まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進

基本指針 2

1. まちで働く人を応援
2. 人や仕事を呼び込むテレワークの推進
3. 地域経済を循環させる
4. 地域産業を元気にする6次産業化

基本指針 3

1. 住民のQoL向上をめざしたコンパクトなまちづくり
2. 人が活躍できる地域コミュニティづくり
3. 低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり
4. 交流人口の増加で新たな風土づくり

4. 基本指針と基本施策

「まちの将来像」を実現するために、第3章「まちづくりの課題」をもとに、本計画における3つの基本指針と取り組む12の基本施策を以下のように設定しました。

基本指針1 住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”

全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる中で、まちの活力を維持し続けるためには、年齢や性別、障害の有無などを問わず、だれもが地域の中で支え合い活躍できるような環境をつくることが必要です。そして、人と人がつながり合い、お互いに自分らしさを発揮することを応援し合う多様性を発揮するまちとして、住民が主人公のまちづくりを推進することで、まち全体に魅力と賑わいをつくり出し、幸福度が高いまちとなることをめざします。

●まちの未来につながる教育の推進

まちは住む人のためにある。“ひとづくり”は就学前から始まり大人になっても終わりはありません。地域とともにまちをつくり上げていく。そんな豊かで行動力のある人を育てていくための教育を行う基本施策です。

●いつまでも健康で、みんなが活躍するまち

すべての人に健康的な生活を送ってもらい、元気で長生きしてもらう。そして、元気な人にはどんどん社会参加してもらう。そんな未来に向けて、健康寿命を延ばしいびつな人口構造の中でもまちに活力を生み出すため、元気で健やかに暮らせるように福祉・医療を充実する基本施策です。

●安心して子どもが産める環境づくり

若い人が移住してきても、子育てしにくい環境では定住してもらえない。安心して出産、育児、子育て、そして自分自身も充実した日々を送ってもらうためには、切れ目のない行政の支援が欠かせません。そのような子育て環境を整えるための基本施策です。

●まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進

まちを「好きになってもらう」ことで「住んでみたい」「住み続けたい」と思う人を増やし、人口の減少幅を最小限に抑える。そのためまちの魅力向上とティプロモーション、移住・定住施策を積極的に推進するための基本施策です。

基本指針2 未来の活力を生み出す“しごとづくり”

どれだけ福祉や教育、インフラ整備などを充実させたとしても、働く場所がなければ人口の流出を止めることは難しく、産業基盤の形成が必要不可欠です。担い手不足が深刻化している農業への対策や、ポストコロナ・ウィズコロナの中での新しい働き方、また多様な人々が多様な働き方を実現できるダイバーシティ就労など、だれもが働きやすく、活気溢れるまちをめざします。

●まちで働く人を応援

町内に働く場を。若者が起業にチャレンジがしやすい環境づくりや、国道沿いに企業や店舗を誘致・出店支援することで、まちの中で好きな仕事ができる。そんな、まちの再構築、地域アイデンティティを高めていくための基本施策です。

●人や仕事を呼び込むテレワークの推進

アフターコロナ時代の新しい働き方は、郊外で自分のライフスタイルに合わせた仕事ができること。コワーキングスペースやシェアオフィスを整備し、仕事インフラの整った環境を提供することで、人や仕事を呼び込むための基本施策です。

●地域経済を循環させる

府内最下位レベルの地域経済循環率を改善するため、域外消費を域内消費へ。地域新電力会社によるエネルギー販売、多様な働き方による個人所得の増加、お金を生み出す地域資源開発や地域に根差したビジネスの展開など、地域でお金がグルグル回るための仕組みをつくる基本施策です。

●地域産業を元気にする6次産業化

本町では唯一の産業といつてもいい農業。高齢化による後継者問題を解決するため、豊能産にこだわった6次産業化と付加価値をつけるブランディングで、稼げる農業、魅力ある農業をめざすための基本施策です。

基本指針3 緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”

本町は豊かな自然が多く残っているまちであり、その景観は住民にとっての誇りです。しかし、少子高齢化や人口流出が続いている状況を踏まえると、10年後、あるいはもう少し先の未来に本町で快適な暮らしを送り続けるためには、環境に配慮しつつも暮らしを豊かにするための取り組みが求められています。AIやICT、IoTといった先端技術も活用しながら、子どもから高齢者まで、だれもが快適に楽しく暮らせる便利なまちをめざします。

●住民のQOL向上をめざしたコンパクトなまちづくり

住みやすいまちに必要なインフラ整備、健全な行財政経営はもちろんのこと、まちづくりと一体となった公共交通の充実。さらには、新しい時代に挑戦するスマートシティへの取り組みなど、高い利便性と強靭性を兼ね備えたまちを創るために基本施策です。

●人が活躍できる地域コミュニティづくり

住民主役のまちにはコミュニティが欠かせません。自主活動、ボランティア、NPOなど様々なレベルのコミュニティ形成や、社会参加の促進など、個々人の所属欲求を満たすコミュニティの活性化を図る基本施策です。

●低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり

国の進めるカーボンニュートラルの取り組み。町レベルでできることは限られていますが、再生可能エネルギーの普及やCO₂排出量削減につながる活動の推進、環境教育による意識改善など、自然や地球に優しい持続可能なまちを生み出す基本施策です。

●交流人口の増加で新たな風土づくり

人口減少社会において、町外から訪れる交流人口が重要となっています。交流人口を拡大するためには、来る人を受け入れる地域と、来た人に楽しんでもらう環境が必要です。新しい視点で交流人口の拡大をめざすための基本施策です。

5. 土地利用構想

① 基本的な考え方

土地利用構想については、南には箕面市や茨木市をはじめとした北摂地域の都市が、北には亀岡市とその北に広がる北近畿地域の都市があり、その中間に位置している本町は、その立地特性を活かした中継地点としての都市機能を持たせていくことが重要です。

特に、京都縦貫自動車道の全線開通や亀岡市内の国道423号バイパス、新名神高速道路の高槻JC-神戸JC間が開通したことから、本町の東地区を横断する国道423号は亀岡市や茨木市、高槻市方面への交通の利便性が向上し、交通アクセスの主要路線として来訪者の増加が予想されます。そこで、幹線道路沿いの利便性の向上や企業の誘致、道路の整備など、周辺地域の状況に合わせた土地利用について検討していきます。

さらに、都市整備にあたっては、市街化調整区域内においても一定の整備の方向性を示すゾーニングを行い、町独自の提案基準を策定することで、本町の豊かな自然環境をはじめ、暮らし、産業、観光資源、地域ごとの個性など、まちの魅力を最大限に発揮させ、安全・安心に暮らすことができる利便性と快適性を備えた住環境をめざします。

② 町域のゾーニング



(1) 市街地整備ゾーン

既成市街地については、良好な住宅環境の保全を基本としますが、幹線道路沿いは沿道整備ゾーンとしての利活用も視野に入れた整備をめざします。

特に東部地域については、役場周辺を中心に沿道整備を行い、交流人口受け入れのための観光施設や交流施設の拠点整備の可能性を検討します。

また、西部地域については、新たな市街地形成の可能性を検討します。

(2) 沿道整備・産業誘致重点ゾーン

沿道整備・産業誘致ゾーンは、暮らしを豊かにするための土地開発をめざして国道423号や国道477号をはじめとした主要道路沿いに配置し、主要道路やそこに接続する府道などの周辺について、整備及び賑わいづくりができるよう地区計画ガイドラインに基づく地区計画や町独自提案基準を定め、無秩序な土地利用を規制しつつ適正な開発・整備を誘導します。

特に幹線道路沿いや能勢電鉄沿線などについては、民間活力の導入も視野に入れ、交流人口受け入れのための観光施設や交流施設、商業施設、農林業振興にかかる施設などの拠点整備の可能性を検討し、積極的な誘致や景観整備に取り組みます。

また、戸知山や妙見口駅から伸びる妙見山へのハイキングコース、高山地区などを活用し、賑わい創出に向けた適切な整備・活用をめざします。

(3) 田園交流・就農移住促進重点ゾーン

農地、集落及び里山については、都市近郊の特性を活かし、農業振興に向けた整備を図るとともに、都市地域や住宅地住民が田園を楽しむ場や農家との交流の場として、また新規就農者の受け入れ地域として田園環境の活用整備をめざします。

吉川地区、高山地区については、自然・歴史・文化など地域資源を活かした観光・交流拠点化をめざします。

(4) 自然環境活用ゾーン

戸知山を含む木代から高山にかけての山地については、自然環境を活かしながら、地域振興につながる民間施設の誘致なども視野に入れ、地域活性化を図るための有効な活用をめざします。

(5) 自然環境保全ゾーン

本町を取り巻く外周部の山地や妙見山周辺の山地は、良好な市街地景観や自然景観・田園風景の背景となる部分であり、治山・治水面からも、生態系に配慮しつつ、森林機能の維持など自然環境の保全を進めます。

また、豊かな自然を活かしたレクリエーション地となっているところでは、トレッキングコースや自然散策・遊歩道などの整備をめざします。

③ 学校跡地利活用の考え方

令和8（2026）年の学校再編により空くことが予定されている小学校の跡地活用及び旧吉川中学校の更なる利活用については、周辺地域への影響を配慮しつつ、有効活用するための規制緩和や民間活力の導入も視野に入れた多様な活用をめざします。



II. 基本計画

- ◆ 第1章 3つの大きな考え方
- ◆ 第2章 基本指針の取り組みの概要
 - 基本指針1 住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”
 - 基本指針2 未来の活力を生み出す“しごとづくり”
 - 基本指針3 緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”
- ◆ 第3章 豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- ◆ 第4章 計画の推進について

第1章 3つの大きな考え方

この基本計画の期間において、施策を重点的・分野横断的に取り組むための考え方の中心軸について以下のように考えており、この考え方に基づきながら各施策に取り組んでまいります。



●都市×里山の融合による魅力

豊能町には、市街化区域であるニュータウンの区域と市街化調整区域である農村の区域があります。それぞれに、地域の特徴や文化、歴史、コミュニティがあり、全体として豊能町を形成しています。

人口減少などの課題は本町が進めていくまちづくりにおいて、非常に厳しい状況であり、計画の達成にはこれまでどおりの施策ではなく、これまでにない施策を打ち出していくかなければ解決は難しく、地域の力を活かした新しい魅力や人を引きつけ結びつける場所が必要です。

そのためには、昔からある再生可能な里山の資源や風景などの情報を都市住民と共有し、大阪・神戸・京都などの都市部からも若者が定期的に通えるような拠点をつくり、相互で関係人口の移動が行えるよう積極的に人材を滞在させ、里山資源をうまく利用して豊能にしかないアイデアを添えて魅力ある新たな価値を創出していくます。

新たに生み出した価値を広域的に発信し、地域の人々の交流だけではなく、外からもたくさんの人々に来てもらい、人々の新しい関係が化学反応のように醸成され、都市と里山の双方がつながり、融合するかたちで、多様性・創造性に富んだ持続可能な自立したまちをめざします。



●地域資源を活かした新しい仕事スタイルへの挑戦

時間や場所に捉われない柔軟な働き方の実現やワーク・ライフ・バランスの向上に注目が集まっています。

公共施設の再編で生み出した施設などを活用し、豊能町の自然や景観をうまく利用して、民間との協働によるサテライトオフィスや起業家、フリーランサー向けのコワーキングスペースを整備するなど、新しいことへ積極的に挑戦していきます。

また、「書斎の持てるマイホーム」などのプロモーションにより、自然に囲まれた環境の中で、テレワークとライフスタイルの充実が図れるような環境整備にも取り組みます。

都市部から「人」と「仕事」を豊能町に還流させて、新たなサービスやビジネスモデルが生まれるワークスタイルのイノベーションを創造する豊能型の「新しい仕事スタイル」を実現します。



●新しいまちの生活スタイルの創造

まちに住んでいる人、これから住もうと考えている人、訪れる人など様々な人がまちと関わりを持っています。そのすべての人々にまちを好きになってもらうためには、豊能町の新しい生活スタイルを一緒につくり上げていくプロセスが必要です。

公園や施設などの身近な生活空間をリノベーションしたり、新しい憩いの場を創出したり、それらに関わる人たちとふれ合うことで、さらにまちのことに対する興味を持ち、移住予定者が豊能町での新しい生活スタイルを体感することで、移住イメージの醸成・移住後の満足度向上につなげ、移住者と地域が Win-Win の関係となり地域の活性化を図ります。

また、豊能町への人や仕事の流れができることで、仕事・生活環境の両面から地域コミュニティと密接な関わり合いができる、新しい仕事スタイルが地域コミュニティを育て、地域コミュニティが新しいビジネスモデルを育むといった相乗効果を生み出します。

第2章 基本指針の取り組みの概要

基本指針 1

住民主役のまちをつくり出す “ひとづくり”

基本施策

施 策

1 まちの未来につながる教育の推進

1 地域とともにある魅力ある教育

2 いつまでも健康で、みんなが活躍するまち

4 いつまでも生きがいが持てる健康寿命延伸

3 安心して子どもが産める環境づくり

7 安心できる出産と子育て環境

4 まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進

8 子育て家庭へのサポート

9 まちのことを「好きになる」シティプロモーション

10 みんなが「住み続けたくなる」定住促進

11若い人が「住みたくなる」移住促進

※ **新** のアイコンがついている主要な取組みは、これまでにない新しい目標を設定した項目です。

主要な取組み

保幼小中一貫教育の実践	0歳から15歳まで、切れ目なく質の高い保育・教育を行い、一人ひとりが社会を生き抜くための力を身につける 地域とともにある学校づくり 地域が主体となって子どもたちの健全育成を進め、さらに成長した子どもたちが次世代を見守る、人のつながりの循環を生み出す
生涯学習の充実	住民の自発的な学習活動の推進に取り組む。高齢者のデジタルデバイド解消やスポーツレクリエーションの充実を進める 「社会を生き抜く力」のある青少年の育成 世代を超えた多様な他者との交流と共同体験の機会を充実させ、ふるさとを愛しグローバルな視点を持つ人材の育成をめざす
人権教育・啓発の推進	正しい認識と理解を深めるため、ライフスタイルに応じた学習の場を提供する 互いの多様性を認め合えるまちづくり 多様性を認め合い、他人を思いやる人が住むまちをめざす
元気な高齢者が活躍するまち	元気な高齢者が多いのも本町の特徴。これからは元気な高齢者も支える側として活躍するひとづくりを進める 全世代へのポピュレーションアプローチで健康を意識したセルフケア 健康寿命の大切さを広く啓発し、若い世代からの健康づくりを促進する
高齢化率50%時代に対応した地域包括ケアシステムの構築	だれもが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる体制をつくる 切れ目のない地域医療の構築 新 オンラインなども活用し、保健予防、疾病治療、後療法を包括的に提供できる環境の構築をめざす
みんなで理解し支え合う。地域で支援する福祉の促進	自助・互助・共助・公助により、一人ひとりの個性と尊厳の尊重を地域社会全体で支援する だれもが笑顔で暮らせる障害者福祉の実践 障害に対する正しい理解の啓発と、一人ひとりの個性や能力を尊重し、本人の可能性を大切にした地域ぐるみでの支援に取り組む 多様なニーズに応える自然の中の小さな学びの場 新 オルタナティブスクールやフリースクールと呼ばれる教育機関を誘致し、自然を活かした多様な子どもが育ち合う環境をつくる
子どものために充実した保育と親のための多様なサービスの提供	就労形態の多様化や保育ニーズの変化、多様な子どもたちに対応した保育サービスを提供する 妊娠から産後ケアまで一人ひとりに寄り添った助産院の開設 新 自然の中で落ち着いて出産できる場として助産院を誘致し、安心して出産できる地域に根差したサービスを提供する
妊娠期からの切れ目のない子育て相談支援体制の充実	子育て世代包括支援センターを中心に、母子保健コーディネーターなどの専門家による切れ目のない支援体制を整備する 子育て家庭の交流・つながりづくり 町と地域が連携し、子育てへの不安解消や親同士の仲間づくりなどの機会を提供する
まちのファンを増やすシティプロモーション	SNSやトヨノノレポーターによる魅力発信などで熱量の高いファンを増やし、まちの魅力発信の充実を図る。ファンを増やすことで、選ばれるまちになるための好循環を生み出す
まちの資源や人を活かした、支え合い、助け合う地域イノベーションの創出	支え合い、助け合う意識が浸透し、人のつながりで地域課題を解決することで、地域が活性化する。そして、魅力的な人が増え、魅力的なまちになることをめざす
公民連携による活気あるまちづくり	住民サービスの向上や地域活性化に、大学や民間企業のデータ収集や分析力を活用し、連携によるまちづくりを進める 魅力ある公園の利活用 利用状況や管理状況の良くない公園を、みんなに愛される公園に再整備し、人と人のつながりの場づくりを進める
住宅の流通促進でめざせ空き家ゼロ	地域と協力した空き家の掘り起こしや、未相続などの課題を抱える物件の問題解決を支援し、流通の促進を図る 空き家リノベーションで若者のまちへ 空き家のリノベーションを推奨し、「創生」をまちの新しいイメージとして定着させることで、若者の移住を促進する

基本指針 2

未来の活力を生み出す “しごとづくり”

基本施策

施 策

1 まちで働く人を応援

12 賑わいを呼ぶ沿道整備

13 まちなか起業者を応援

2 人や仕事を呼び込むテレワークの推進

14 仕事づくりのための環境づくり

15 新しい人と働き方の受け入れ

3 地域経済を循環させる

16 地域でお金が回る仕組みづくり

17 地域にお金を呼び込む仕組みづくり

4 地域産業を元気にする 6 次産業化

18 新しい農業でつくる「とよのブランド」

19 「とよのブランド」をまちの魅力に

20 「とよのブランド」でまちを元気に

主要な取組み

沿道のポテンシャルを活かした地域経済の活性化

国道423号の沿線に、立地や景観を活かした企業誘致が可能となるような土地利用ルールをつくり、まちの賑わいと経済循環を促進する

自然景観を活かしたまちの魅力でおもてなし 新

東地区の景観を活かした店舗づくりや豊能らしい商品の開発を共創し、全国から人が訪れるまちの魅力を創出する

既存商業地の活性化 新

地域の魅力となる行列のできる店や、地産地消の拠点となる店舗などの出店を支援し、地域をブランディングすることで空き店舗をなくす

持続可能な地域社会をつくるローカルベンチャーの創出 新

民間による全国的な横のつながりがある中間支援組織を立ち上げて、地域課題の解決と持続可能な地域社会づくりのために起業するベンチャー創出の好循環を生み出す

テレワークしやすい環境の整備 新

自然の近くで生活しながら仕事ができる「まちの魅力」と、落ち着いた街並で安く広い「住宅地の魅力」を活用し、テレワークを推進する

都会から仕事に来る自然に囲まれたコワーキングスペース 新

都会に住む人が憧れるような自然の中で仕事ができる環境を整備し、新しい関係人口を増やす

ベンチャー企業のための稼げる受け皿づくり 新

再編により空いた学校や空き店舗などを、ベンチャーのスタートアップを支援できる集合施設として再整備をめざす

多様な働き方の推進

女性雇用、高齢者雇用や障害者雇用など、ダイバーシティの考えに基づいた、だれもが働きやすい多様な環境づくりを推進する

豊能でつくり、豊能で売る。地域循環型経済の推進 新

町民の持つスキルから生まれた商品を町内で販売する拠点づくりやデジタル地域通貨の導入などで、地産地消による地域経済の循環をめざす

地域新電力で新しいまちづくり

地域新電力会社を地域に浸透させ、収益の一部をまちづくりに投資できる環境を構築する

お金を生む、人がつどえる拠点トヨノステーション 新

自然を活かした体験型施設など、まちの財産である地域資源を使った拠点を設け町内雇用と交流人口による経済循環をつくり出す

自然の中で見る・遊ぶ・食べる。ロケーションを活かしたスポットの創出 新

都会にはない「自然」を魅力に、妙見口駅前や高山地区、棚田などのロケーションを活かした体験型サービスを提供する

地域と共に創する高付加価値農産物の生産 新

安全・安心・高品質といった高い付加価値のついた農産物を地域の生産者とともに開発し、地域産品として全国流通をめざす

みんなが笑顔になる農福連携の推進

農業の担い手不足と、障害者の働く場づくり。Win-Winの関係でみんなが笑顔になる新しい農業の姿をつくる

“とよのん×企業”で新しい町の特産品 新

「とよのん」をデザインに取り入れた商品（お菓子、水、農作物など）を開発し、とよのブランドとしてブランディングする

農作物を守り命をいたたく有害鳥獣の駆除と活用 新

獣害対策として狩猟した鹿や猪をジビエとして活用し、農作物を守りながら命の大切さを学ぶ新しいブランドを創出する

農産物直売所で地産地消

豊能町直売所「志野の里」の活性化を図り、町内の安全・安心な食物の流通拠点として発展させていく

農空間のポテンシャルを引き出す「まちづくり農業法人」

個人から集団での営農に転換し、農地の保全管理を進めることで、農村地帯の魅力を引き出し、就農、観光、地域活性化につなげる

基本指針 3

緑の中で楽しく暮らせる “まちづくり”

基本施策

施 策

1 住民の QoL 向上をめざしたコンパクトなまちづくり

21 快適で住みやすい環境の整備

22 安全・安心なまちの基盤整備

23 持続可能な行財政運営の推進

2 人が活躍できる地域コミュニティづくり

24 地域のつながりを活かしたコミュニティの活性化

25 だれもが個性を発揮できる社会の実現

3 低炭素社会の実現による持続可能なまちづくり

26 環境に優しいまちづくり

27 豊かな自然を大切にするまちづくり

4 交流人口の増加で新たな風土づくり

28 魅力ある観光資源の発掘と活用

29 交流人口増加への取り組み

主要な取組み

まちづくりを支える交通サービスの提供

高齢化が進む中、本町に最適な交通サービスを提供するため、福祉の視点を取り入れたまちづくりと一体的に検討する
ICT・IoT技術によるスマートシティの実現 新
住民の利便性と生活の質（QoL）の向上をめざし、とのアプリ（行政用スーパー・アプリ）や最先端技術を活用したスマートシティへの取組を推進する

防災・減災対策の推進（防災意識の普及・啓発）

地域防災力の強化や、森林の多面的機能の保全を図り、自然災害に対応できるまちづくりを計画的に推進する
老朽化する社会インフラの適正な維持管理
道路・橋梁の長寿命化や幹線道路の維持・整備、下水道施設の維持・整備、歩行空間の維持・整備などを計画的に取り組む

自治体DXの推進

行政手続きのデジタル化やRPAなどの業務効率化に向けたICTの導入などを進め、行政運営のデジタル化、効率化を図る
効率的・計画的な行財政経営の推進
PDCAサイクルの確立や民間活力の活用を進め、効率的な行政運営を図るとともに、持続可能で健全な財政運営をめざす

自立した地域コミュニティ活動がしやすい環境の整備

地域イノベーションの流れを加速するための活動の場や、コミュニティ同士の助け合いが進むような機会の提供を図る
自分たちのまちは自分たちで。協働のまちづくり 新
住宅周辺の町有地（街路樹、緑地、公園など）管理など、地域のまちづくりを地域のコミュニティやボランティア、NPOなどと分担することで、地域ごとの個性あるまちづくりを進める

だれもが町の人“財”。みんなが自分らしく活躍できるまち

世代を超えてつどえる場所があり、自分らしさを見つけ、自分の得意なことで周りの人を幸せにできるまちをめざす
福祉のまちづくり推進
公共施設や住宅ストックなどのバリアフリー化など、高齢者や障害のある人が安心して住み続けられる住環境の整備に取り組む

ごみの適正な処理と減量・資源化

ごみの減量化及び資源化と、4Rの推進に向けた簡易包装、マイバック持参、容器回収などの取り組みが一層徹底されるよう啓発する
ICTと自然が融合した低炭素なまちづくり 新
低炭素社会への理解を深め、カーボンニュートラルの実現に向けた自然と先端技術が融合した新しいまちづくりを進める

豊かな自然が育む動植物の保全

町内で発見された希少な動植物種を保護し、生息地域の環境保全と動植物多様性の促進に貢献する
自然とふれ合える場づくり 新
貴重な地域資源である山林を日常的に親しめる里山として整備し、協働による保全活動を行ながら、体験型環境学習に取り組む

とよの探訪～歴史が語る豊能の魅力～

高山右近、石仏や寺社仏閣など、豊能の歴史を訪れることができるサイクリングやトレッキングのルートなどを開設する
ハイカー・バイカー・サイクリストの聖地 新
ハイカー、バイカーやサイクリストに人気のコースや店舗を「まちの魅力」としてブランディングし、積極的にPRする

情報発信と憩いの拠点づくり

来訪者へまちの魅力やコンテンツを発信するための情報コーナーや、休憩・飲食などができる機能を備えた拠点づくりに取り組む
クラインガルテンでナチュラルライフ 新
自然と調和した民間主導によるクラインガルテン（滞在型市民農園）を整備し、地域との交流やコミュニティ形成をめざす

基本指針！
住民主役の
まちをつくり出す
“ひとづくり”

施策1 地域とともにある魅力ある教育

どういう取り組み？

多様な教育ニーズに応え、未就学児から中学生まで一貫した教育を受けることができるよう、教育の体制を見直すとともに、地域とも連携し、子どもたち一人ひとりが社会を生き抜くための力を身につける取り組みです。

住民にできること

学校と協力しながら、地域の活動に取り組んでみよう。そして、地域と学校が連携することで、子どもにとってより良い教育関係をつくろう。

主要な取組み

①

保幼小中一貫教育の実践

R 4 時点

令和8（2026）年の義務教育学校の開校に向け、小中一貫教育校の設置の準備が進められている。

新しい時代に求められている資質・能力を育むために、社会に開かれた教育課程の実現が求められている。

改善に向けた必要なこと

小中一貫教育の9年間及び、就学前の保育・幼児教育を含む15年間をつなぐ教育カリキュラムを作成するとともに、保幼小中の連携体制の構築などを図っていくことが必要である。また、英語教育やICT教育、本町の魅力を学ぶ「とよの未来科」など、様々な価値観を養える教育を充実させる。

R 13 目標

東西両地区に義務教育学校が開校し、就学前から一貫した保育・教育を通して、子どもたち一人ひとりが社会を生き抜くための力を身につけている。そして、地域、保護者、教職員みんなが責任を持ち、一貫性、継続性、発展性を大切にした「未来を拓く教育」をめざす。

主要な取組み

②

地域とともにある学校づくり

R 4 時点

地域が学校にどの程度関わってもらえるかがわからない。また、実際に地域とともに活動を進める場合に必要となる支援や予算について見通しがついていない。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について学習・熟議を行っている。

改善に向けた必要なこと

地域の資源を活用しながら、地域の子どもと関わってもらえる人材の確保と育成を進める。また、核となる地域行事について、既存のものも活かしつつ、新たに考案しながら、子どもが熱心に活動できることを創出する。

R 13 目標

子どもたちの健全育成を地域が主体となり、学校と連携しながらしていく。それにより、地域に新たなコミュニティが創出され、一貫教育の間、地域の方々に見守られた子どもたちが成長し、次世代の子どもを見守り育成していく、人のつながりの循環が生まれている。

施策2 子どもから大人まで。生涯、学習！



どういう取り組み？

地域や世代間の交流を促進することで、いつまでも学び続け、心豊かで充実した生活を実現する取り組みです。

**住民に
できること**

生涯学習の体験機会に積極的に参加し、様々な講座で学んでみよう。

主要な取組み

①

生涯学習の充実

R 4
時点

様々な生涯学習の機会を創出しているが、各種講座などの参加者が固定化、高齢化している。

ユーベルホール、シートスなどは、老朽化に伴う施設の改修や設備の更新が課題である。

改善に向けた
必要なこと

人生100年時代をめざした、住民だれもが学びの機会を得られる仕組みづくりや、健康に対する関心ニーズに応じたスポーツレクリエーションの充実に取り組む。また、施設整備については、統廃合などの議論を進め、施設機能の集約などを検討する。

R 13
目標

住民のだれもが、各ライフステージにおいて主体的に参加できる場を提供するとともに、施設再編などにより新しい交流が創出される持続可能な運営をめざす。

主要な取組み

②

「社会を生き抜く力」のある青少年の育成

R 4
時点

団体との協働により町連合こども会主催事業や音楽ふれあい事業、土曜お楽しみ講座、夏休みこども講座などを実施しているが、町の人口減少や少子高齢化に伴い、参加者は年々減少している。

改善に向けた
必要なこと

自己肯定感を高められる適切な学びの機会の提供や、地域の実情に応じた事業、新しい発想を取り入れた企画などを提案する。

R 13
目標

学校や関係機関などと互いに連携・協力し、地域全体で、未来を担う子どもたちが豊かな学びを得られる環境の整備に取り組む。

施策3 人権に向き合うひとづくり



どういう取り組み？

一人ひとりの個性を大切に、すべての人々の人権が尊重され、他人に思いやりを抱いて接することができる住民をつくり出す取り組みです。

住民にできること

人権啓発の活動に取り組んだり、イベントに参加したりして、人権について考えてみよう。

主要な取組み

①

R 4
時点

広報紙やイベントなど様々な機会を使って、人権課題や男女共同参画などに対する啓発活動を行い、住民に人権意識が根付くよう事業を展開している。

改善に向けた必要なこと

実状を認識し、住民参画のもと地域における人権、コミュニティ活動を推進する。また、自治会や各種団体を通じて、住民一人ひとりに届く人権に関するメッセージを発信する。

R 13
目標

人権問題について、正しい知識が根付き、他人のことを尊重できる人づくりの輪が広がっている。また、学校教育の中でも、子どもの時から尊重し合う心を育めるよう人権教育を展開し、差別や偏見、暴力のない豊かなまちづくりの実現をめざす。

主要な取組み

②

R 4
時点

性の多様性についての関心が高まっているが、一方で周囲の偏見などに基づく生きづらさや困難を抱えている人たちがいることが指摘されている。

改善に向けた必要なこと

LGBTQなどの性的マイノリティへの差別や偏見をなくすため、住民の意識醸成を図りながら、自分との違いを受け入れ、お互いに尊重して接し合える関係性づくりを進める。

R 13
目標

偏見や先入観に捉われることなく、他人を尊重し認め合うことができ、属性による垣根がなく思いやりを持って接し合える人で溢れるまちとなっている。

施策4 いつまでも生きがいが持てる健康寿命延伸



どういう取り組み？

生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、健康の維持や生きがいづくりの促進をめざす取り組みです。

住民にできること

健康アプリやウェアラブル端末を活用して健康維持に努めよう。そして、健康を維持しながら、地域活動にも積極的に取り組んでみよう。

主要な取組み

①

R 4
時点

高齢化により独居老人などの人とのつながりが希薄な高齢者が増加している。また、外出できないことからフレイル状態に陥る人も増加しており、高齢者の心身の健康を維持する取り組みが必要である。さらに、元気な高齢者も活動の場や働く場が少なく、生きがいづくりの取り組みが必要である。

改善に向けた必要なこと

高齢者が地域活動に参加しやすくなる仕組みづくりや、参加に向けた啓発などに取り組む。また、自分の知識やスキルを活かす場や、それらを使って働くことができる場の整備も行う。

R 13
目標

元気な高齢者が増加し、自発的かつ意欲的に地域活動に取り組むことで、地域の中で高齢者が軸となったコミュニティが醸成されている。また、デジタルデバイド（情報格差）の解消も進み、生活の質（QoL）が向上している。さらに、元気な高齢者の増加により、健康寿命が延伸し、医療費や介護給付費減少が図られている。

主要な取組み

②

R 4
時点

特定検診の全体受診率は大阪府下でもトップクラスの高い受診率となっているが、世代別に見ると40代から50代にかけては20%程度の受診率しかなく、若者や現役世代の健康に対する意識が低いことがうかがえる。また、がん検診の受診率は総じて低く、健康保険を切り替える際の受診歴や健診結果のデータ連携が出来ていないことなども影響して、相談や受診が遅れることによる疾病の早期発見ができない状態にある。

改善に向けた必要なこと

ウェアラブル端末などによる健康状態の測定など、時代に合わせた先端技術も活用した健康管理法について情報発信に努めることで、若者世代にも健康を意識してもらうとともに、健診結果に行かずとも、健康アプリなどを活用することで、個人の健康状態維持に関する情報収集ができる仕組みをつくる。

R 13
目標

健康アプリなどを活用して健康状態などの情報や健診結果を自己管理し、一人ひとりのセルフケアに対する意識づけが行われている。

施策5 安心して医療・介護が受けられる暮らし



どういう取り組み？

地域の中できめ細かく高齢者に配慮がなされ、切れ目ない支援を受けられる高齢者が安心して暮らせるための取り組みです。

住民にできること

地域の中で支え合う関係を築こう。そして、専門的な医療が必要な時には、相談できるかかりつけ医をつくっておこう。

主要な取組み

①

R 4
時点

地域包括ケアシステムの中核として地域包括支援センターが相談支援機能を担っているが、更なる機能強化が必要である。また、病院や公的サービスなどの資源が少ないとことや、介護人材不足による介護サービスの提供が不十分であることなども課題となっている。

改善に向けた必要なこと

医療と介護の連携や、行政、主治医、社会福祉協議会、支援員や地域ボランティアといったステークホルダーとの多職種連携を深めていく。また、地域内のサービスを充実させ、地域課題をその地域の中で解決していく体制づくりを行う。

R 13
目標

地域包括ケアシステムを機能させることで、「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」といったサービスが一体的に提供されつつ、地域の中で課題が解決できるインフォーマルサービスが定着しており、だれもが住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活を送っている。

主要な取組み

②

R 4
時点

退院後のケアを行うためのケアマネジャー・ヘルパーなどの介護人材が不足していることから、切れ目ない介護支援を実施することが難しい。また、医療機関と行政、事業所の三者の間で個人の医療関係データを連携する体制も構築が必要。

改善に向けた必要なこと

関係機関の情報連携や、医師会や介護事業所などの連携を深めていく。また、訪問診療ができる医療従事者と介護人材を確保することで、切れ目なく医療から介護までをつなぐことができる体制を構築する。その他にも、町内の医療機関をかかりつけ医として総合病院との連携を図ることにより町内医療機関の高度化を図る。

R 13
目標

かかりつけ医が総合病院とオンラインでつながることで、町内でも高度医療機関の診療を受けられる体制がつくられている。また、個人の医療関係データが連携されており、かかりつけ医の受診からでも、総合病院に入院できたり、退院後の介護まで切れ目なくサービスが受けられる。

新

施策6 地域でみんながいきいきと暮らせる社会



どういう取り組み？

多様化する地域課題に対し、地域の中でお互いに支え合い、だれもが笑顔で幸せに暮らせる地域共生社会を実現するための取り組みです。

住民にできること

障害者や高齢者、子どもなど、だれもが個性を活かして、お互いに尊重し合いながら支え合っていける地域づくりに努めよう。

主要な取組み

①

R 4
時点

介護、障害、子育て、生活困窮など各窓口での相談体制は充実しているものの、重層的な支援体制としての各窓口間の連携が今後さらに求められる。

改善に向けた必要なこと

多様化、複雑化する地域の生活課題に対応できるよう、庁内関係課と地域、各専門機関のネットワークを強化する。また、困りごとを抱えている人に対し、総合的に対応できる重層的な支援体制を構築する。

R 13
目標

高齢者や障害者、子どもなど、だれもが一人ひとりの個性と尊厳が尊重されており、地域のつながりを軸に支え合うコミュニティ活動が活発になっている。

主要な取組み

②

R 4
時点

障害者に関する福祉サービスを子どもから大人まで切れ目なく行えるようになり、将来を見据えた働きかけができる体制が構築されている。

しかし、就労している障害者の多くは町外で就労しており、町内で働く場が少ない。

改善に向けた必要なこと

地域や周囲に対し、障害者の個性や能力を尊重し、就労や地域活動に取り組むことへの理解を広めていくとともに、本人にも、自立するイメージを持ってもらえるきっかけや、自立するために必要な支援を受けてもらえるよう体制を構築する。また企業側にも、障害者の雇用をするよう働きかける。

R 13
目標

障害者に対する住民の意識が変わり、一人ひとりの個性が尊重される地域ぐるみでの支援を行っている。また、本人の可能性や能力を大切にする教育が行われており、障害者の一般就労がだれにとっても当たり前になっている。

主要な取組み

③

多様なニーズに応える自然の中の小さな学びの場

新

R 4
時点

改善に向けた
必要なこと

R 13
目標

いじめや不登校問題などに対応するため、教育相談の充実や関係機関との連携強化が必要となっている。また、発達に遅れがある子の子育てに疲弊する親の相談場所も少ない。

不登校なども含めた多様な子どもが自由に生きることができる場づくりのため、人材の育成や空き学校の有効活用、自然を活かした教育施設の充実などを進める。

オルタナティブスクールやフリースクールと呼ばれる民間の教育機関と協力し、多様な背景を持つ子どもが互いを認め合い育ち合う環境の整備や、自然を活かした魅力ある教育の実現、あらゆる子育て家庭を支え、助け合えるネットワークなどが構築されている。

施策7 安心できる出産と子育て環境



どういう取り組み？

安心して出産でき、子どもが健やかに育つことができる環境を形成するための取り組みです。

住民にできること

子どもも保護者も悩みや困りごとを身近な人に相談できるような、温かい心で支え合う地域をつくろう。

主要な取組み

①

R 4
時点

既存の保育所や留守家庭児童育成室のサポートでは、保護者のニーズに対して不足しており、親にとっても子どもにとっても安心できる環境をつくる必要がある。また、親の子育てや育児困難に関する相談や、子どもの虐待やヤングケアラーの告白ができる場をつくる必要がある。

改善に向けた必要なこと

子どもが安心して過ごせる居場所や子ども食堂づくりを進める。また、相談窓口の設置や充実をするために、専門家を含む人材の確保や関係機関との連携を図っていく。

R 13
目標

安心して子どもを預けることができ、自由な就業場所と多様な働き方が選択できる環境となっている。また、子どもも安心して健やかに育つことができ、児童虐待などの問題も解消されている。

主要な取組み

②

R 4
時点

町内に子どもを産める場所がなく、出産のために町外の助産院や産婦人科に行く必要がある。

改善に向けた必要なこと

地域とともににある助産院をつくるために、場所や助産師の確保と地域の理解を進めるほか、医療機関との連携なども進める。

新

R 13
目標

産婦人科と連携した助産院が開設され、地域に根差したサービスが展開されており、町内で安心して出産できる環境がある。

施策8 子育て家庭へのサポート



どういう取り組み？

子育ての悩み相談やサポートの充実を図り、子育てしやすい体制をつくり上げるための取り組みです。

住民にできること

困りごとがあれば、地域の活動者や役場の相談窓口で相談をしてみよう。また、子育て支援ツールが公開されたら、積極的に活用してみよう。

主要な取組み

①

R 4
時点

新型コロナウイルス感染症の影響によって、対面での相談をする体制や場がつくりづらくなっている。また、母子包括支援センターは、母子保健コーディネーターが不在になっているなど、体制面で課題がある。さらに、子どもを対象とした地域のボランティア活動団体が少なくなっている。

改善に向けた必要なこと

いつでも相談ができるよう、人材確保に注力するとともに、AIなどの先端技術を活用した自動で相談を受けつけることができるツールの作成や、必要な人に情報を届けるための子育てアプリを通じた情報発信に取り組む。また、子育てボランティア活動者を増やし、細かな困りごとなどは地域の中で解決できる体制づくりを行う。

R 13
目標

母子保健コーディネーターを中心とした、関係機関や地域のステークホルダーとの連携体制が図られている。また、24時間相談できる「AI相談窓口」の開設や、母子手帳の電子化、予防接種や健康診断のお知らせがアプリなどを通じて知らされるような、先端技術を取り入れた、子育て支援相談体制の構築をめざしている。

主要な取組み

②

R 4
時点

子育て中の保護者の孤立や育児不安の解消に向けて、相談支援や情報提供に努めているが、地域コミュニティからの支援が不足しているのが現状である。

改善に向けた必要なこと

子育て家庭が身近な地域で多様なつながりを持つて仕組みづくりや、地域ボランティアが子育てを積極的に支える仕組みづくりを行う。

R 13
目標

コミュニティから助け合いの輪が広がり、新しいビジネスモデルが創出されている。また、地域でボランティア活動する人が増え、子ども食堂のような子どもが集まれる場所も地域ボランティアが運営している。

施策9 まちのことを「好きになる」シティプロモーション



どういう取り組み？

魅力の掘り起こしや発信、住民主体のまちづくりプロジェクトなどを推進し、地域イノベーションを起こすことで、住民も町外の人も本町のことを「好きになる」ための取り組みです。

住民にできること

主体的にまちづくり活動に参加してみよう。また、そこで感じた本町の魅力をSNSなどを活用して町外に発信してみよう。

主要な取組み

①

まちのファンを増やすシティプロモーション

R 4 時点

平成29(2017)年3月に豊能町シティプロモーションプランを策定し、好循環サイクルをめざしている。地方創生推進交付金も活用して取り組んできたが、十分な施策が展開できていない。今後どのように発展させていくのかが課題。

改善に向けた必要なこと

継続的なシティプロモーションを展開するため、まず職員がシティプロモーションの好循環について理解し、豊能町ファンとなることで、町の魅力を伝えていく。そして、まちへの関心が高まるような新たな魅力の創出に取り組む。

R 13 目標

好循環サイクルによって、豊能町ファンや、まちへの関心の高まりから、地域活動への参加者が増えている。

暮らしに対する満足感・幸福感の向上により、移住や交流人口の増加につながっている。

主要な取組み

②

まちの資源や人を活かした、支え合い、助け合う地域イノベーションの創出

R 4 時点

住民や地域企業による公益性、社会性、共感性の高い取り組みやプロジェクトの伴走支援を行っており、新しい事業の創出のほか、人とのつながり、共創の意識が芽生え始めている。

改善に向けた必要なこと

能動的に活動している人たちが、自立した新しいコミュニティとなるように仕掛け、お互いが持つスキルやノウハウにより応援し合うことで、やりたいことが実現できる環境をつくる。また、コミュニティを主導する人材の育成を行う。

R 13 目標

住民主体のコミュニティが形成され、地域の課題解決のために、支え、助け合うことで新しいイノベーションが生まれている。

また、一人ひとりの課題解決が、結果的にまちの課題解決にもつながり、能動的な住民の活躍による魅力的なまちとなっている。



施策 10 みんなが「住み続けたくなる」定住促進

どういう取り組み？

民間と連携した行政サービスの展開や、公園の整備と美化、そして利活用などを通じて、本町に住んでいる人々に、将来も「住み続けたい」と感じる人を増やす取り組みです。

住民にできること

公民連携を理解してまちづくり活動に参加しよう。また、企業や大学が行っている活動にも参加してみよう。

主要な取組み

①

公民連携による活気あるまちづくり

R 4 時点

大学や企業とまちづくりに関する連携協定を締結し、産官学連携を進めている。また、大阪府公民戦略連携デスクと連携し、公民連携の取り組みを推進している。

改善に向けた必要なこと

大学や民間企業のデータ収集や分析力を活かした取り組みを進め、熱意ある人材の発掘やまちづくり会社の設立、公民連携による行政サービスの提供などを促進する。

R13 目標

地域とともに公民連携のまちづくりが推進されている。また、公共施設や民間施設などを企業や大学が活用し、公だけでは担えないサービスを民間の力で補い、新しい魅力が創出されている。

主要な取組み

②

魅力ある公園の利活用

R 4 時点

公園が老朽化していることや、子ども向けの児童公園が大半であることから、利用者が少ない。また、維持管理も適切にされていないなど、多世代が利用できる公園づくりが課題である。

改善に向けた必要なこと

大学との連携による研究を進め、若い世代の意見を反映した利活用を検討する。また、既存の児童公園の機能を見直し、公園整備や維持管理についても、住民協働で実施する。

R13 目標

公園が新しい姿として生まれ変わり、住民に憩いの場として愛され、地域で管理運営されている。また、定期的にマルシェなどのイベントが開催され、地域コミュニティが生まれている。

施策 11 若い人が「住みたくなる」移住促進



どういう取り組み？

空き家の流通とリノベーションなどを促進し、本町に「新しく」「若く」「活気のある」イメージを定着させ、町外の若い人・子育て世代が「住みたくなる」ための取り組みです。

住民にできること

町外からの移住者を地域で受け入れ、歓迎しよう。また、移住者が困っていたら、積極的に相談に乗ってあげよう。

主要な取組み

①

住宅の流通促進でめざせ空き家ゼロ

R 4
時点

改善に向けた
必要なこと

R 13
目標

空き家の流通・売却に向けて取り組んでいるが、所有者が売却などを考えず放置しているケースが多いため、実態調査を行い空き家の流通を図る必要がある。

「空き家は地域の資産である」と認識してもらえるよう、地域住民への理解や空き家活用に関する知識の定着を図るとともに、町内不動産業者とも協力しながら、空き家の掘り起こしや実態調査を行う。

「住宅は地域の資産」という意識が定着し、空き家の流通がスムーズになり、地域も空き家の掘り起こしに協力してくれている。そして、町内不動産業者との連携が図られており、Win-Win の関係が構築されている。

主要な取組み

②

空き家リノベーションで若者のまちへ

R 4
時点

改善に向けた
必要なこと

R 13
目標

住民の高齢化と住宅の老朽化が進み、「古いまち」のイメージが定着てしまっている。建て替えを含む新築も年間 30~40軒程度と低迷している。

空き家のリノベーションを推進し、まちのイメージ向上を図れるように、リノベーション推進区域を設定して、その区域内でリノベーションを進めたい人には、補助金や相談支援を行う。

空き家のリノベーションが普及して移住が進み、若者が自分のやりたいことができる環境が広がっていることで「新しく」「若い」まちのイメージが定着している。

基本指針2
未来の活力を
生み出す
“しごとづくり”

施策 12 賑わいを呼ぶ沿道整備



どういう取り組み？

国道423号沿いを中心に、自然景観と調和した店舗の出店や、地元の食材を活かしたレストラン・カフェなどの開店を支援することで、雇用と賑わいを生むための取り組みです。

**住民に
できること**

国道沿いに出店された店舗を積極的に利用してみよう。

主要な取組み

①

沿道のポテンシャルを活かした地域経済の活性化

R 4
時点

国道423号沿いにコンビニや事業所などが出店し、賑わいがでている。しかし、国道沿いは民間の土地が多く、市街化調整区域による規制などもあり、整備が進めづらい状態である。

改善に向けた
必要なこと

地区計画ガイドラインや町独自の提案基準による小規模開発を地元住民の理解のもと進めていく。また、自然景観と調和した事業所・店舗づくりを行うことや、核となる地域を定め、そこを中心に開発を進めることで、積極的な地域のブランディングを進めていく。さらに、出店を希望する人や何かつくりたい人への相談支援なども充実を図り、夢を実現できるまちづくりに取り組む。

R 13
目標

国道423号沿いを中心とした幹線が、町に訪れる人たちのゲートウェイとなっている。「豊能らしい」自然を活かした新しい価値、また景観に配慮した事業所や店舗が賑わいをつくり、街並みに活気がもたらされ、経済が循環している。

主要な取組み

②

自然景観を活かしたまちの魅力でおもてなし

新

R 4
時点

少しずつカフェや飲食店など、口コミで人気が出ている店がオープンしている。

改善に向けた
必要なこと

出店しようと思ってもらえるような規制緩和や相談支援に取り組むとともに、住民が主体となり景観づくりや食のメニューづくりに取り組む。

R 13
目標

豊能の自然の中で、地元食材を使った、「豊能オリジナル」の食を楽しめる店がまちの魅力として根付き、全国から人が訪れている。

施策13 まちなか起業者を応援



どういう取り組み？

まちなかで起業したい人を掘り起こしたり、自然に囲まれた環境で働きたいと考える若者によるローカルベンチャーが起業できるよう、起業希望者をまち全体で「応援」する取り組みです。

住民にできること

商店街を積極的に利用しよう。そして、商店街活性化の取り組みにも参加してみよう。

主要な取組み

①

既存商業地の活性化

新

R4 時点

営業できていない店舗が増加していることや、町外の大型ショッピングモールなどに客が流出している。また、土地利用に制限があり、店舗の誘致も難しい。

改善に向けた必要なこと

店舗・企業誘致だけでなく、「まちおこし」として住民や民間企業も巻き込み、町内商品を掘り起こすことや、地域に根差した商店の情報発信・ブランディングに取り組むことで、町外からの来客を増加させる。また、土地利用の規制緩和にも取り組む。

R13 目標

産官学連携により、学生を中心とした商店街の活性化に関わる組織が立ち上がり、少しずつ地域の魅力となるような店舗ができる。どの店舗も町民に人気で豊能町産の商品も積極的に取り扱われており、地域に根差した展開により、経済が循環している。

主要な取組み

②

持続可能な地域社会をつくるローカルベンチャーの創出

新

R4 時点

トヨノノ応援会による起業に向けた伴走支援や、ふるさと納税制度を利用した起業家支援を実施しているものの、その数は多くない。

改善に向けた必要なこと

地域人材の掘り起こしと伴走型支援、マッチング支援ができる中間支援組織を設立し、ローカルベンチャー（地域課題の解決と持続可能な地域社会づくりのために起業したベンチャー企業）の起業支援や外部人材の流入を行う。

R13 目標

ローカルベンチャーが起業され、地域社会における自立型経済圏づくりが活発化している。また、起業したい新たな人材を発掘・育成できる「自走する仕組み」が形成され、加速度的にローカルベンチャーの創出が広がっている。

施策14 仕事づくりのための環境づくり



どういう取り組み？

本町でもテレワークを使えば仕事ができるということを積極的にアピールし、都会から自然に囲まれた環境で仕事をしたいという人が訪れるよう、働く環境を整備する取り組みです。

住民にできること

新しく整備されるコワーキングスペースを活用しよう。

主要な取組み

①

テレワークしやすい環境の整備

新

R 4
時点

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが全国的に推奨されている。そのような中で、本町は自宅で仕事ができるだけのスペースを確保しやすしたことや、自然に囲まれた住み良い環境であることから、テレワークと大阪市内などへの通勤が両立できる環境にある。

改善に向けた必要なこと

テレワークを推奨し、時間の新しい使い方を提案することで、充実した自分の時間を持つことができる住民を増やす。また、テレワークを推奨している企業と連携し、テレワーカーを増やすための地域づくりにも取り組む。

R 13
目標

場所に捉われない多様な働き方が定着することで、テレワーカーが増加している。また、空き家や公共施設のリノベーションが進展する中で、テレワークを推奨する企業の流入があり、自然環境を活かしたテレワークタウンとして認知されている。

主要な取組み

②

都会から仕事に来る自然に囲まれたコワーキングスペース

新

R 4
時点

事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスペース(コワーキングスペース)がない。

改善に向けた必要なこと

公共施設再編による空き施設などを活用してコワーキングスペースを整備することで、都会にはない自然の中で仕事ができる魅力ある環境をつくる。

R 13
目標

自然に囲まれたコワーキングスペースとして、都市部の人々に人気になっており、仕事をするために訪れる人がいたり、そこから関係人口として、まちづくりに関わる人たちも増えている。

施策15 新しい人と働き方の受け入れ



どういう取り組み？

ベンチャー企業の受け入れを積極的に行うことで、「ベンチャー企業を応援するまち」というイメージを定着させ、多様な働き方を実現できる働きやすいまちをめざす取り組みです。

住民にできること

多様な働き方を実践してみよう。そして、企業は多様な働き方ができる環境を整備しよう。

主要な取組み

①

ベンチャー企業のための稼げる受け皿づくり

新

R 4
時点

在宅などで起業している可能性はあるものの、ベンチャー企業の実態把握はできていない。しかし、テレワークの普及と住宅取得のしやすさなどから、町内でも仕事ができる環境が構築できることが理解されてきている。

改善に向けた必要なこと

ベンチャー企業のスタートアップ支援や、協力をする民間団体の形成を図り、起業しやすい環境をつくるとともに、公共施設再編による空き施設の活用や、高速通信網などのインフラ整備に取り組む。さらにワーキングスペース以外の魅力づくりによって、快適に仕事をすることができる環境づくりも進める。

R 13
目標

本町で起業したいベンチャー企業が増え、地域の人たちと協力しながら経営を進めており、「新しいことに取り組む、ベンチャー企業を応援するまち」というイメージが定着している。それが相乗効果となって若者世代の転入も増加している。

主要な取組み

②

多様な働き方の推進

R 4
時点

改善に向けた必要なこと

障害者の就労に対する壁が取り除かれていない。また、ひきこもりやニートの人たちも多く、これらの人々の就労を促進しなければならない。また、町内に働く環境も少なく、働き方にも選択肢があまりないことから、これらの改善が必要である。

多様性（ダイバーシティ）に対する理解を広め、だれもが個性を活かして働ける環境づくりを進める。また、ひきこもりやニートの人たちへの就労支援をきめ細かく行える体制を整備し、就労に結びつける。その他、農福連携など、新しい働き方についても検討や研究を行い、積極的に取り入れていく。

R 13
目標

高齢者、障害者、女性が働き、活躍できる雇用環境があり、ひきこもりやニートの人たちも就労に結びつくことで、労働力不足が解消されている。また、正規雇用だけでなく、パートタイムやフリーランスなど、働き方を選択できる事業所が増えることで、自分の望むライフスタイルを確立できる環境がある。

施策16 地域でお金が回る仕組みづくり



どういう取り組み？

農作物と地域新電力という2つの軸で、地域でつくったものを地域で消費する地域循環型経済をつくり出すことをめざす取り組みです。

住民にできること

豊能町産のモノを地産地消するように意識してみよう。電力も地域新電力を利用して、まちづくりに貢献しよう。

主要な取組み

①

豊能でつくり、豊能で売る。地域循環型経済の推進

新

R 4
時点

改善に向けた必要なこと

R 13
目標

地域経済の循環率が低く、町内での消費が少ない。また、住民の方がつくった製品や商品の市場流通が少ない。

住民が持っているスキルを掘り起こし、魅力的な商品開発を行える土壤をつくりつつ、それらを販売できる仕組みや、実際の販売拠点の整備、PR活動などへの支援を行う。また、町内の事業者と連携し、既存の商品についても地産地消を進めたり、デジタル地域通貨の導入などにも取り組む。

地域内でモノやお金が還流する仕組みを構築し、生産と消費と体験を組み合わせた新しい地域経済モデルが誕生している。また、デジタル地域通貨の流通や、住民の持つスキルから生まれた新しい商品の販売、それを軸にした地域商社の形成などにも取り組んでいる。

主要な取組み

②

地域新電力で新しいまちづくり

R 4
時点

改善に向けた必要なこと

R 13
目標

令和2(2020)年7月に地域新電力会社「株式会社能勢・豊能まちづくり」を設立し、10月より両町の公共施設11月の供給を開始。令和3(2021)年秋には、一般家庭や事業所に供給を開始した。

地域新電力会社を地域に浸透させるため、アンバサダーの役割を担う人材の確保に協力する。また、まちづくり事業に取り組むための住民ニーズを把握する。

地域新電力会社が地域に浸透したことでの理解促進のほか、再生可能エネルギー比率の高い電力供給が進み、CO₂削減に寄与するほか、収益の一部を「まちづくり事業」に還元することができている。また、安定的な経営の継続に向けた雇用の創出にも取り組んでいる。

施策17 地域にお金を呼び込む仕組みづくり



どういう取り組み？

「豊能町らしい」体験ができるよう、自然を活かした観光・遊び・食のコンテンツを整備することで、町外からお金を呼び込む仕組みをつくる取り組みです。

住民にできること

本町の魅力を町外に発信して、多くの人から観光に訪れてもらえるようなまちづくりを進めよう。

主要な取組み

①

お金を生む、人がつどえる拠点トヨノステーション

新

R 4 時点

改善に向けた必要なこと

R 13 目標

人がつどったり、交流できる拠点型の施設がなく、観光に訪問しても体験や消費行動ができる場所に乏しい。

訪れる人も、住んでいる人も利用できる自然を活かした拠点を整備し、地域の賑わいづくりと働く場を提供する。

本町の特産品やオリジナルの商品を食べながら、美しい自然や建物で写真が撮影できたり、「豊能らしい」体験コンテンツを楽しむことができる。

主要な取組み

②

自然の中で見る・遊ぶ・食べる。ロケーションを活かしたスポットの創出

新

R 4 時点

改善に向けた必要なこと

R 13 目標

自然をまちづくりに活用できておらず、自然を活かした観光スポットが形成されていない。また、設備面の整備が進んでいないことから、町外からの観光客を受け入れる体制が今後の課題である。

町外の観光客を受け入れていくために、住民と協働による観光の魅力づくりを進めていく。また、本町の最大の魅力である自然を積極的に活用した観光スポットの整備や、周辺の施設整備に取り組み、町外から人が訪れてくれるような体制を整える。さらに、民間と連携し消費行動につながるよう店舗を増やしていくつつ、PRにも注力し魅力を町外に発信する。

公民連携の取り組みで、アウトドアが満喫できる農業体験、バーベキュー・キャンプなど、自然と共存する新しい生活スタイルがデザインされている。また、それらの生活スタイルを目当てに、町外からも人が訪れ、直売や飲食の提供により地域に潤いが生まれている。

施策18 新しい農業でつくる「とよのブランド」



どういう取り組み？

衰退する農業を活気づかせるため、農福連携などの新しい取り組みも行いながら新規就農者を増加させ、全国的に注目を浴びる「とよのブランド」の農作物をつくり出すことをめざす取り組みです。

住民にできること

障害者が個性や能力を発揮できる農業環境を構築しよう。そして、つくられた農作物をネット販売の販路で販売できるようにしよう。

主要な取組み

①

地域と共に創する高付加価値農産物の生産

新

R 4 時点

新規就農者が減少しており、特に若年層は決定的に不足している。また、農業従事者の高齢化が進み、農業技術の継承も難しくなっている。

農作物の品質は高く保たれているが、広く流通しているところまでは至っていない。

改善に向けた必要なこと

就農支援塾の拡充を図り、ICTなど先端技術や農産物関係の専門家の招聘なども行いながら、新規就農者に対する支援と、確実な農業技術の継承を行う。また、教育機関とも連携し、若年層の関心を高めつつ、農業に対する知識を身につけさせる場も設ける。さらに、農産物自体のブランディングも行い、競争力向上を図る。

R 13 目標

着実に販売農家が増え、比較的若い世代が営農をし、農産物を生産している。また、営農技術が、マニュアル化やデジタル化により、確実に継承される体制が構築されている。そして、豊能ブランドの農作物が全国的に有名となり、それらがネット販売なども通じて、町外からの収益を生み出している。

主要な取組み

②

みんなが笑顔になる農福連携の推進

R 4 時点

改善に向けた必要なこと

農福連携のノウハウがなく、農家と障害者が交流する機会もない。また、相互理解も不十分であり、農家側の障害者に対する理解と、障害者の農業に対する知識を深めていく必要がある。

農家と障害者の交流機会として、特別支援学校からの研修や、職場体験などを実施する。また、障害者支援団体側も、農業との連携について理解を深め、農家として働くということを障害者に知ってもらえる機会を生み出していく。また、ICT技術の導入など、より就農しやすい環境を構築する。

R 13 目標

農福連携が推進されることで、就農者が増加し、遊休農地が解消され、農業及び農作物販売が活性化されている。また、障害者雇用が増加し、自立した生活を送れる人が多くなっており、障害者にとっても住み良いまちが実現されている。

施策19 「とよのブランド」をまちの魅力に



どういう取り組み？

農作物に留まらず、町内で作成する商品や有害鳥獣の駆除した動物の肉などを「とよのブランド」として魅力的なものへと磨き上げ、広く商品を販売できるようにする取り組みです。

住民にできること

本町ならではの特産品開発に取り組もう。そして、その特産品を町外に向けてSNSなどを使って発信しよう。

主要な取組み

①

“とよのん×企業”で新しい町の特産品

新

R 4
時点

改善に向けた
必要なこと

R 13
目標

「とよのん」関連商品は一定数あるものの、企業とのコラボレーションによる商品がないなど、新しい商品開発ができていない。

「とよのん」の認知度UPはもちろん、企業などへ積極的にアプローチし、企業とのコラボによる商品開発を推進する。また、完成了コラボ商品の積極的なPRとともに、販売を展開していくための、オンラインショップも開設する。

企業とコラボした新しい商品開発や、「とよのん」のデザインを取り入れたお菓子、パッケージなどの商品が、町の特産品として注目され、町公認のオンラインショッピングなどによる販売促進や、ふるさと納税制度の返礼品としての活用など、町内外に向けて積極的なブランディングを行っている。

主要な取組み

②

農作物を守り命をいただく有害鳥獣の駆除と活用

新

R 4
時点

改善に向けた
必要なこと

R 13
目標

有害鳥獣の狩猟であっても、動物愛護の観点から悪とされるようなイメージを持たれる風潮が出てきていることから、猟友会の新規加入者が皆無であり、高齢化が進んでいる。また農地周辺の有害鳥獣対策もあまり進んでいない。

狩猟に対するイメージの改善を図ることや、狩猟に参加することによるメリットを生み出し、新規加入者を増やす必要がある。また、農地周辺の有害鳥獣対策として、町全体で電柵や罠、囲いの設置に取り組む。さらに、ジビエ料理店や加工場なども整備する。

生態系保全を考慮した有害鳥獣を駆除する者や団体が継続的に確保されているほか、農地周辺の電柵や罠、囲いなども完備されており、有害鳥獣対策が図られている。また、シカやイノシシの肉を加工し、美味しい「とよのブランド」とすることで、ジビエ料理として流通されている。

施策 20 「とよのブランド」でまちを元気に



どういう取り組み？

「とよのブランド」の販路を拡大し、維持し続けるためにも販売経路の確保や、まちづくり農業法人の立ち上げなどを行う取り組みです。

住民にできること

豊能町産の農作物を地産地消しよう。そして、本町の農業の魅力を発信したり、自分で体験してみたりしよう。

主要な取組み

①

農産物直売所で地産地消

R 4 時点

直売所の規模が小さく、農産物を陳列するスペースが狭いなど、販売の阻害要因となっている。また、規模を拡大するためには、農産物の供給量も増やしていくなければならない。さらに、直売所へのアクセスについても改善が必要。

改善に向けた必要なこと

新規就農者増加の取り組みを進めながら、町内の農作物生産量を高めていくつつ、ブランディングを行い、商品の競争力を高めていく。また、それらを販売できる場所や拠点をつくるほか、専門家や企業と連携しながら、ネット販売などの販路を開設する。

R 13 目標

安定的な農産物の供給が行われ、それを適切な規模で販売できる場所がアクセスのしやすい場所に開かれている。また、ネット販売や移動販売の販路も整備され、広く本町の農作物が流通している。

主要な取組み

②

農空間のポテンシャルを引き出す「まちづくり農業法人」

R 4 時点

農業は本町の主要産業であるが、担い手の減少・高齢化により、荒廃する農地が増加している。また、農地の貸し出しや譲渡なども引き受け手がない状態が続いている。

改善に向けた必要なこと

農業の継続のために、行政としても積極的な支援を行い、法人との連携、あるいは町による農業法人の立ち上げなども検討しながら、保全管理がしっかりとできる体制を構築する。

R 13 目標

「豊能町ならでは」の農村の魅力が生み出され、日本の原風景を色濃く残した田園風景をつくり出し、それに惹かれた若手の新規就農者が増加している。そして、農業が観光・産業・教育・住環境などにも良い影響を及ぼし、まち全体に活気が溢れ人口が増加している。

基本指針 3
緑の中で
楽しく暮らせる
“まちづくり”

施策21 快適で住みやすい環境の整備



どういう取り組み？

ICT、IoTやAIなどの最先端技術を活用してスマートシティを実現し、生活の質(QoL)の向上と、だれもが安心して快適に暮らせるまちづくりをめざす取り組みです。

住民にできること

公共交通機関を積極的に利用しよう。そして、スマートシティについても理解を深め、実際に活用してみよう。

主要な取組み

①

まちづくりを支える交通サービスの提供

R4 時点

東西間をつなぐ公共交通の利便性が悪く、自家用車がなければ移動が不便である。また、阪急バスや能勢電鉄などの公共交通の利用者が減少しており、存続を続けていくためには、利用客増加の取り組みと、利便性を向上させるための改善を図らなければならない。

改善に向けた必要なこと

公共交通の利用状況を分析し、実態に即した新しい交通計画を策定することで、体系的に交通網の改善を図る。また、AIオンデマンド交通やスロー・モビリティなど新しい交通の可能性を検討し、利便性を向上させることで、町内外を人が行き交うようにする。

R13 目標

自動車の運転が困難な人であっても、町内を快適に移動することができる交通手段が整備され、AIオンデマンド交通やスロー・モビリティなどが導入されている。また、能勢電鉄と北大阪急行の2WAYが浸透しており、町外との行き来もしやすく多くの利用者で賑わっている。

主要な取組み

②

ICT・IoT技術によるスマートシティの実現

新

R4 時点

ICT・IoT技術を活用したスマートシティの実現に向けて、大阪スマートシティパートナーズフォーラム(OSPF)と連携し、実証・実装実験の取り組みを始めている。また情報格差(デジタルデバイド)の解消に向けたスマホ教室などにも取り組んでいる。

改善に向けた必要なこと

実装するサービスを増やしていくながら、情報格差の解消やICT・IoT技術に対する住民の意識改革を行い、だれもが便利で快適な暮らしを送れるスマートシティを実現するための基盤づくりを進める。また職員の意識改革も進める。

R13 目標

コンパクトスマートシティが実現され、住民の利便性と生活の質(QoL)が向上している。また、情報格差が解消し、高齢者もスマホを使ってサービスを利用している。

施策22 安全・安心なまちの基盤整備



どういう取り組み？

大規模災害に備えた防災対策と、社会インフラの適切な維持管理を行うことで、だれもが安心して暮らせるためのまちの基盤を整備する取り組みです。

住民にできること

災害が起こっても自分の身を守るように事前の準備をしておいたり、地域の訓練や講座に参加したりしてみよう。

主要な取組み

①

R 4
時点

大規模災害に備え、自主防災組織の組織化を進め、地区ハザードマップの作成が行われているが、一部地域では未組織となっている。

改善に向けた必要なこと

すべての地区で自主防災組織などによる避難行動要支援者への支援が行われるなど、住民主体となった防災・減災対策を図る。また、有事に向けた訓練や出前講座の実施などにより、住民の防災意識を向上させる。さらに、町防災部局と自主防災組織の連携なども行いつつ、災害に強いまちづくりを進めていく。

R 13
目標

自助のみならず地域や身近な人で助け合う共助が機能しつつ、だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくりや、支援体制が図られ、防災・減災の取り組みが進んでいる。

主要な取組み

②

R 4
時点

過去の宅地開発に伴い整備されたインフラの老朽化が一気に押し寄せている。また、人口減少による収入の減少や、既存インフラの規模などが人口に対して過大になっているなどの問題がある。

改善に向けた必要なこと

交付金や補助金などを活用しながら計画的な点検調査・更新を実施していく。また、人材の育成にも注力し、専門的な技術を持った職員を採用するなど、技術力確保にも取り組みつつ、民間企業との連携も図り、持続可能な体制の構築を進めていく。

R 13
目標

計画的な点検調査・更新を繰り返し実施することで、経費の平準化とライフサイクルコストの低減を図り、持続可能なインフラの維持管理が行われている。また、民間の力を活用しながら運営を行っている。

施策23 持続可能な行財政運営の推進



どういう取り組み？

持続可能で効率的・計画的な行財政経営を行うために、自治体DXの推進や行財政改革などを行ながら、行政サービスの効率化と健全化を図る取り組みです。

住民にできること

デジタル化した行政サービスを積極的に利用してみよう。

主要な取組み

①

自治体DXの推進

R4
時点

国が策定した自治体DX推進計画に基づき、重点取組事項から取り組みを進め準備を行っている。

改善に向けた
必要なこと

ネットワークやセキュリティなどの環境整備の強化と、専門的な知識を持った人材の確保・育成を行う。また、自治体情報システムの標準化・共通化への対応や、行政手続きのオンライン化、ICT技術やAIを導入することによる業務効率化なども進めていく。

R13
目標

先端技術の活用によって、住民一人ひとりのニーズに合ったサービスが必要な時に受けられるなど、利便性が大幅に向かっている。また、行政も、ICT技術やAIなどを活用し、業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービスの更なる質の向上につなげていく。

主要な取組み

②

効率的・計画的な行財政経営の推進

R4
時点

「行財政改革プラン2019」に基づき、組織・機構、行政経営、財政運営、施設運営の4つの改革実現に向けて取り組んでいる。

改善に向けた
必要なこと

事務事業を見直し、施設の再編・再配置を行い、合理化を図りつつ、補助金などを有効活用しながら財政運営を行う。また、事業の民間委託、民営化の推進、ふるさと納税など自主財源の確保や町税の公平公正な課税と徴収による税収確保などにも取り組む。

R13
目標

財政構造の柔軟性が維持され、財政調整基金の取り崩しに頼らない持続可能で健全な財政運営が図られている。

施策24 地域のつながりを活かしたコミュニティの活性化



どういう取り組み？

地域のつながりを起点にした新しいコミュニティを形成し、地域が自立をして、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識のもと、行政と協働のまちづくりをめざす取り組みです。

住民にできること

地域のコミュニティ活動に参加しながら、地域の人と交流を深め、協力してできるまちづくり活動と一緒に取り組んでみよう。

主要な取組み

①

自立した地域コミュニティ活動がしやすい環境の整備

R 4 時点

改善に向けた必要なこと

R 13 目標

地域で主体的に活動する人達への支援を行っている一方で、コミュニティの活動の場として気軽に集まれる場所が限られており、活動の広がりが阻害されている。しかし、福祉・介護関係では多くのコミュニティ活動が独自で行われている。

地域の中で気軽に集まれるコミュニティスペースを整備し、すでに活動をしている人たちのコミュニティを広げていきつつ、コミュニティ同士のつながりを広げるための機会づくりや、地域との関わりを形成できるよう環境整備を行う。また、それらの活動をまちづくりにつなげ、共創できる意識の醸成を行う。

地域課題を解決するためのコミュニティが形成され、地域イノベーションが進んでいる。また、その周りでは、まちづくり法人がコミュニティ間をつなぎ、町全体が活気に溢れている。地域の中では、気軽に集まり交流が図れるコミュニティスペースが形成され、地域の人たちが積極的に地域活動に取り組んでいる。

主要な取組み

②

自分たちのまちは自分たちで。協働のまちづくり

新

R 4 時点

改善に向けた必要なこと

R 13 目標

行政と自治会が連携し、地域ごとのまちづくりに取り組んでいるが、高齢化により自治会加入率が低下しており、住民が地域との関わりを持つ機会が減っている。

行政と自治会が地域コミュニティの実態を認識し、活動の活発化に向け、自治会だけでなくボランティアなどの地域コミュニティの担い手と協働して、自主的な活動への参加のための意識醸成に取り組みつつ、住民だけでは難しいことは行政も積極的に協力し、協働のまちづくりを進めていく。

住民が主体となって自らのまちを作り上げており、地域と行政の適切な役割分担のもと、コミュニティが地域の特性を活かした協働のまちづくりに取り組んでいる。

施策 25 だれもが個性を発揮できる社会の実現



どういう取り組み？

住民一人ひとりの個性を大切にした自分らしく活躍できる場づくりと、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを行う取り組みです。

住民にできること

自分の得意なことを活かして、地域活動やまちづくり活動に参加してみよう。

主要な取組み

①

だれもが町の人“財”。みんなが自分らしく活躍できるまち

R 4
時点

改善に向けた必要なこと

R 13
目標

高齢者のつどえる場はある程度充実しているものの、集まる人の固定化がされつつある。また、障害者や子どもについては、そういった集まる場所が少なく、多世代交流を気軽に行えるような場所もない。

社会福祉協議会を中心に、ボランティア団体や民生委員、地域住民が協働しながら、多世代交流の拠点をつくり上げていく。また、自分の個性や能力を活用して、お互いに支え合える関係性がつくれるような機能を持たせる。

高齢者、障害者、子どもなどが世代や属性を超えて集い、いつでもだれかがいるようなみんなの居場所がつくられている。また、自分の個性や能力を活かして周りの人を幸せにし、自分も周りから幸せにしてもらえる環境がある。

主要な取組み

②

福祉のまちづくり推進

R 4
時点

改善に向けた必要なこと

R 13
目標

本町は主要駅などから公共施設に向かう道路が「大阪府福祉のまちづくり条例」の基準に既存不適格であり、公共施設についてもバリアフリー・ユニバーサルデザイン化が必要である。

道路改修により、交差点や歩道の段差解消と点字ブロック敷設を行う。また、公共施設についてもバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進め、だれもが使いやすい施設にする必要がある。さらに、様々な要因で外出に困っている人が気軽に出られるまちづくりを進める。

だれもが自らの意思で自由に移動でき、安心して快適に暮らすことができる福祉のまちづくりが進められている。

施策26 環境に優しいまちづくり



どういう取り組み？

ごみやCO₂の排出を減らし、本町の豊かな自然を守るために、ICT技術なども活用しながら低炭素社会の実現をめざす取り組みです。

住民にできること

ごみの分別をしっかりして、4Rを推進しよう。また、電気自動車や再生エネルギーの使用を検討してみよう。

主要な取組み

①

ごみの適正な処理と減量・資源化

R4 時点

「第2次ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化に向けて取り組んでいるものの、目標達成には至っていない。

改善に向けた必要なこと

ごみの有料化や4Rの推進を行うとともに、ごみの減量・資源化の街頭キャンペーンや、子どものころから地域に優しい行動ができるように、こども園などや小中学校で環境教育を行う。

R13 目標

ごみの減量と資源化が進み、CO₂排出量も削減され、資源循環型社会が構築されている。

主要な取組み

②

ICTと自然が融合した低炭素なまちづくり

新

R4 時点

低炭素社会（ゼロカーボン）が我が事になっていない人も多く、意識が醸成されていない。また電気自動車用のステーションなどもなく、実質的な低炭素社会形成に向けた取り組みが進んでいない。

改善に向けた必要なこと

低炭素社会形成に向けた取り組みや、ICTを活用した環境保全、住民の意識醸成などに取り組み、まちの魅力である豊かな自然と共生できる環境をつくる。また、電気自動車用ステーションの普及促進などにも取り組む。

R13 目標

ICTを活用したまちづくりと自然環境が融合され、豊かな自然から季節の移ろいを感じることができる。さらに、電気自動車や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーも普及し、低炭素社会の形成に向けた取り組みが進んでいる。

施策27 豊かな自然を大切にするまちづくり



どういう取り組み？

豊かな自然とふれ合うことで、その大切さを感じ取りながら、本町の魅力である「里山」を守り続けるための取り組みです。

住民にできること

森林保全の活動に参加して、森林や自然の大切さを実感してみよう。

主要な取組み

①

豊かな自然が育む動植物の保全

R 4
時点

豊かな自然に囲まれ、川面を彩るホタルの群生や希少な動植物も確認されているが、自然保護の専門家がおらず、保全していく方法や町の方針が明確でない。

改善に向けた必要なこと

住民が動植物について理解を深め、共存共栄していくための意識啓発を行う。また、その保全方法を大学などの専門機関と連携しながら検討する。

R 13
目標

住民が主体となって保全活動に取り組み、本町の魅力である里山の環境を守っている。

主要な取組み

②

自然とふれ合える場づくり

R 4
時点

森林整備の担い手も高齢化しており、新たな担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。また、土地所有者が不明の山林など、整備作業を行うこともできない場所も存在しており、行政主体での整備も行うことが難しくなっている。

改善に向けた必要なこと

子どもや若者が自然とふれ合う機会をつくり、森林整備の担い手として協力してもらえる人の育成を行う。また、森林組合や民間企業などと連携し、森林整備の技術力向上とノウハウの蓄積などを行う。さらに、遊歩道やキャンプ場など、自然とふれ合いやすい環境をつくっていく。

R 13
目標

地域住民や子どもたちによって、里山保全活動が行われている。また、子どもにとっては学びの場としても活用されている。さらに、里山の豊かな自然を活かしたキャンプ場やレストランなどが展開されている。

新



施策 28 魅力ある観光資源の発掘と活用

どういう取り組み？

本町の観光資源の発掘と、広域観光の中継地点として賑わいと人の往来の増加をめざす取り組みです。

住民にできること

本町の歴史的な魅力を、SNSなどを通じて町外に発信してみよう。

主要な取組み

①

R 4
時点

町内には有名な観光資源がなく、近隣市町に比べると見劣りしてしまう。また、案内看板、パンフレットなども更新ができない。

改善に向けた必要なこと

案内看板などの環境整備や城跡の本丸復元など、人が訪れる環境や史跡を整備する。また、広域観光の経由地として立ち寄ってもらえる環境や道路、駐車場、トイレなどの観光地に必要な施設の整備にも取り組む。

R 13
目標

本町を探訪したいと思う史跡が整備され、観光名所として賑わっている。また、京都や日本海方面など近隣市町が持つ観光資源への中継地点として人の往来が増えることで、本町の魅力も注目されるようになっている。

ハイカー・バイカー・サイクリストの聖地

新

②

R 4
時点

観光資源が不足している中、ハイカー、バイカーやサイクリストは増加傾向にあり、1つの観光の魅力が生まれている。しかし、休憩をするスペースや店舗が少なく、訪れてもらっても消費行動をしてもらえない環境になっている。

改善に向けた必要なこと

ハイカー、バイカーやサイクリストに優しい道路環境を実現するとともに、コースマップの作製や沿道に飲食店や休憩スペースを設置できるような支援を行う。また、他市町の観光資源とのコラボなども実施し、中継地として通ってもらえるような取り組みも進める。

R 13
目標

本町は観光の中継地として面白いという認識が広まっており、休日にはハイカー、バイカーやサイクリストで賑わっている。また、ハイキングコースやサイクリングコースも整備され、休憩スペースや店舗などで町内外の人々が交流を深めている。

施策 29 交流人口増加への取り組み



どういう取り組み？

憩いの拠点やクラインガルテンといったまちの魅力となるコンテンツを整備することで、町外から訪れる交流人口を増加させる取り組みです。

住民にできること

まちの魅力を再発見して、魅力を磨く取り組みに参加してみよう。そして、余暇を十分楽しもう。

主要な取組み

①

情報発信と憩いの拠点づくり

新

R 4
時点

改善に向けた
必要なこと

R 13
目標

憩いの拠点として機能するような施設が、現在は町内に存在しない。また、情報発信するための観光資源が不足・未整備の状態であり、それらの整理を行い、コンテンツを整備しなくてはならない。

観光資源をはじめとしたまちのコンテンツ整備に取り組みつつ、それらを発信したり、町内外の人が集まる憩いの拠点などを整備する。

コンテンツ整備が進んでおり、情報発信がわかりやすくなされている。また、東地区と西地区で憩いの拠点が整備され、そこに町内外の人が集まりながら、様々な取り組みが進められている。

主要な取組み

②

クラインガルテンでナチュラルライフ

新

R 4
時点

改善に向けた
必要なこと

R 13
目標

滞在型の市民農園がなく、農業に取り組みたい人が取り組める環境がない。また、法的な条件整備ができておらず、農用地指定の解除など、市民農園運用に向けた法整備が必要となっている。さらに、獣害対策ができるおらず、それらの対策を進めないと市民農園が運営できる環境がない。

優良な農地の確保、遊休農地の整備を進めつつ、市民農園を運営できるよう法令上の条件整備に取り組む。また、町内の農業従事者の理解と支援も得ながら、本町で農業に取り組みたいと思う人を増加させる取り組みも行う。

市民農園が実現することにより、農業の活性化と遊休農地の発生防止が図られ、若者の農業参加にもつながっている。また、一部の市民農園利用者は、本町に移住をし、町内で農業に従事している。



III. 総合まちづくり計画と 第2期まち・ひと・しごと 創生総合戦略との関わり

- ◆ 第1章 基本計画の実施と総合戦略との関わり
- ◆ 第2章 基本計画の実施と展開
- ◆ 第3章 計画の進捗管理

第1章 基本計画の実施と総合戦略との関わり

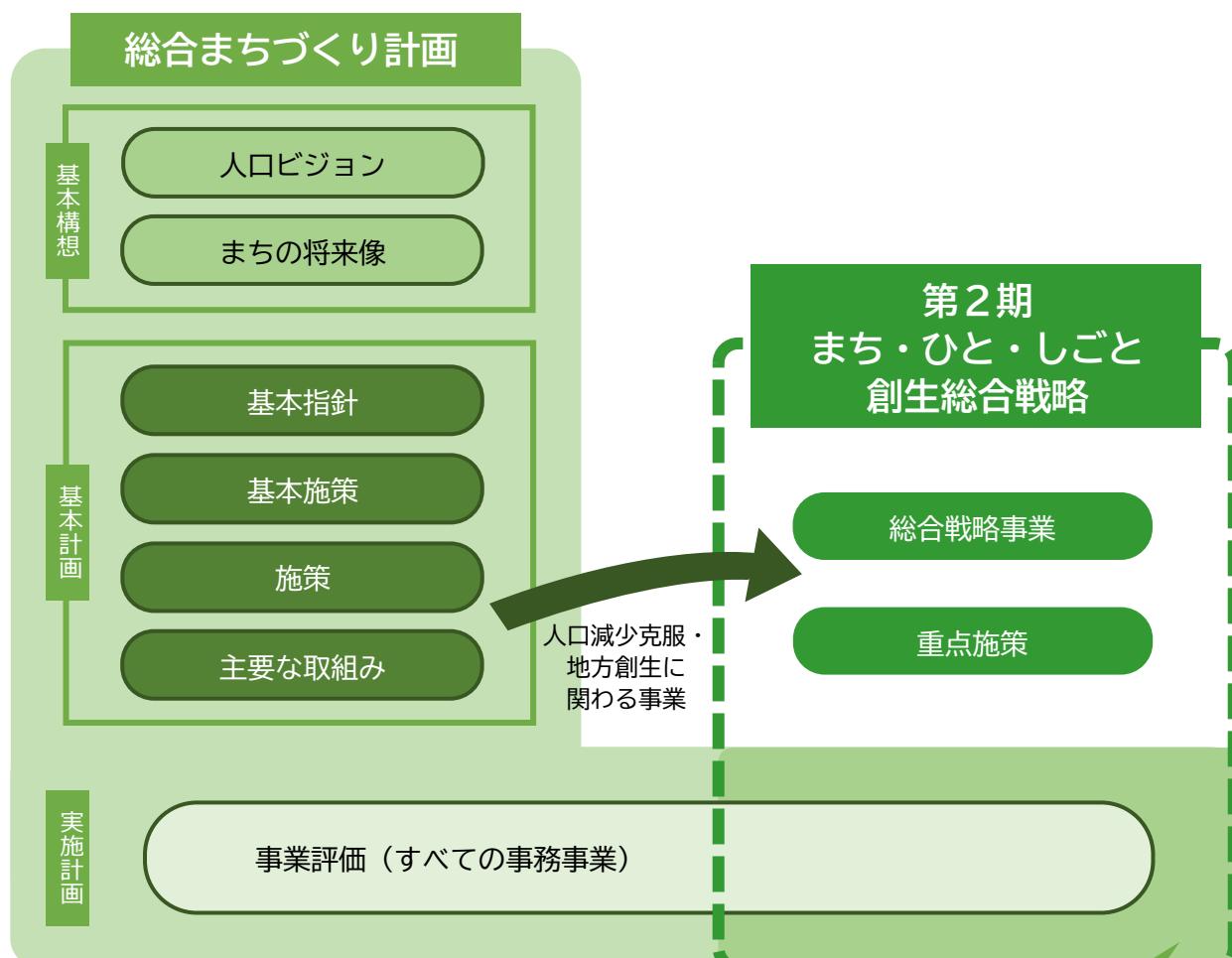
まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という）とは、平成27（2015）年に策定が努力義務として設定された、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことができるよう、5か年ごとの目標を立て、その目標に向けて取り組みを進めるための計画です。

本町の総合戦略は、平成27（2015）年度に5年間の計画（計画期間：平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）として策定し、第4次豊能町総合計画（計画期間：平成23（2011）年度～令和3（2021）年度）の基本的な方針に沿いながら、人口減少等による「厳しく困難な未来」への積極的な対策に特化した具体的な施策を推進していく戦略として位置付け、地方創生に向けた取り組みを実施してきました。国は、令和元（2019）年度に第2期総合戦略を策定しましたが、本町は第4次総合計画の計画期間に合わせて総合戦略の計画期間を令和3（2021）年度まで2年間延長しました。

第2期総合戦略は、令和4（2022）年度以降の最上位計画となる本計画で示す基本的な方針に沿いながら、第1期で得られた効果のさらなる拡大、解決すべき課題への着実な対策、社会動向に応じた対応を総合的及び横断的に展開し、基本計画の実施と一体的に推進していきます。

そのため、第2期総合戦略における具体的な取り組みについては、本基本計画に掲載した「主要な取組み」のうち、人口減少克服・地方創生に関わる事業を総合戦略事業として位置づけて推進します。

なお、該当項目及び重要業績評価指標（KPI）、それぞれが取り組む具体的な事業などについては、「第2期豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として別途定めることとします。



第2章 基本計画の実施と展開

基本計画に掲げた主要な取組みは 59 あり、行政だけですべての事業を実施することは逼迫した財政状況等からも非常に困難です。しかし、これまでのやり方や施策を漫然と継続するのではなく、将来に向けて新しいことに挑戦しなければ、まちの将来像の実現、そして目標人口の維持は難しいものとなっています。

本計画の実施にあたっては、町、住民、団体・地域、NPO 法人・社団法人、企業・事業者、国・府といった多様な主体がそれぞれの役割を持ち、互いに連携しながらまちづくりを進めていきます。

町	<ul style="list-style-type: none">・地域、地域住民に直接的に関る基礎自治体として、地域の「まち・ひと・しごと」の基盤づくりに、包括的な役割を果たしていく。行政だからこそ出来ることを中心に、各種支援やまちづくり活動に取り組みます。・既存の行財政運営に捉われず、新しい仕組みを生み出しながら、住民や活動者、民間企業と連携したまちづくりを進めます。・地域おこし協力隊などを活用しながら、町外から関わってくれる人々（関係人口）を確保し、より幅広いまちづくり活動に取り組みます。・多様な広域連携の仕組みとして、国や広域自治体である大阪府、周辺の市町村と共に創するための機能の強化に取り組みます。
住民	<ul style="list-style-type: none">・自分の身の回りで取り組めることから取り組んでみます。・地域や団体の活動に興味を持って、積極的にまちづくり活動に参加します。・ともに活動に参加する仲間をみつけ、協力しながらまちづくり活動に取り組みます。
団体 地域	<ul style="list-style-type: none">・自分たちの活動に楽しんで取り組むとともに、周りの人たちも巻き込んで活動が進められるよう、情報発信や人材確保に取り組みます。・他の団体や活動者、企業・事業者、行政と連携した取り組みも進めます。
NPO 法人	<ul style="list-style-type: none">・地域の中の細かな課題や取り組まなければならないことについて、活動者を増やしながら活動を進め、課題解決を図っていきます。・他の団体や活動者、企業・事業者、行政と連携した取り組みも進めます。
企業 事業者	<ul style="list-style-type: none">・民間企業・事業者だからできることを積極的に活かし、企業活動を通じてまちづくりに貢献をします。・積極的に官民連携に取り組み、新しいまちづくり活動の新しい様態を生み出します。



なお、実施における連携の具体的な方法としては次のような取り組みを想定しています。

例えば、基本指針 1 で、まちを好きになってもらえる移住・定住促進のための施策として、「まちのことを「好きになる」シティプロモーション」を掲げています。本町では平成 29（2017）年 3 月にシティプロモーションなどを通じて発信する情報を、関わりを持つ人たちがさらに拡散する。地域に魅力を感じている住民がトヨノノレポーターとして主体的に町の魅力を発信する。トヨノノ応援会やトヨノノ応援団で生まれた、支え合い助け合う意識と人のつながりが町全体に浸透することで、地域イノベーションとして魅力ある町を創り上げていく。このように、多様な活動が連携することで、行政だけでは成し得ない施策の目標達成に向けた取り組みを進めていくことを目指しています。

また、基本指針 2 の施策 17 「地域にお金を呼び込む仕組みづくり」と、基本指針 3 の施策 29 「交流人口増加への取り組み」は、どちらも拠点づくりを目指すものになっています。どこに、どのような拠点を、誰が整備するのかは、これから関係機関やステークホルダーなどと協議していく中で決定することになりますが、必ずしも別々の拠点整備をするというものではありません。これまでのような縦割り行政から脱却し、複数の課題を一体的に解決できるような横連携の視点を重視することで、多様な主体との連携に加え、行政内部の横のつながりにも積極的に取り組み、一つの施策を実施することにより複数の施策の目的を達成するような取り組みを進めていきます。

このように、本計画に掲げる主要な取組みは数が多く、現在の町の状況を鑑みると基本計画の目標達成は非常に困難に思えますが、あらゆる施策を行政単独で実施するのではなく、多様な主体と連携し、絡み合った目標を効率よく効果的に達成していくための広い視野、高い視座で展開していくことにより、まちの将来像の実現、そして目標人口の維持に向けた取り組みを着実に実施していきます。



第3章 計画の進捗管理

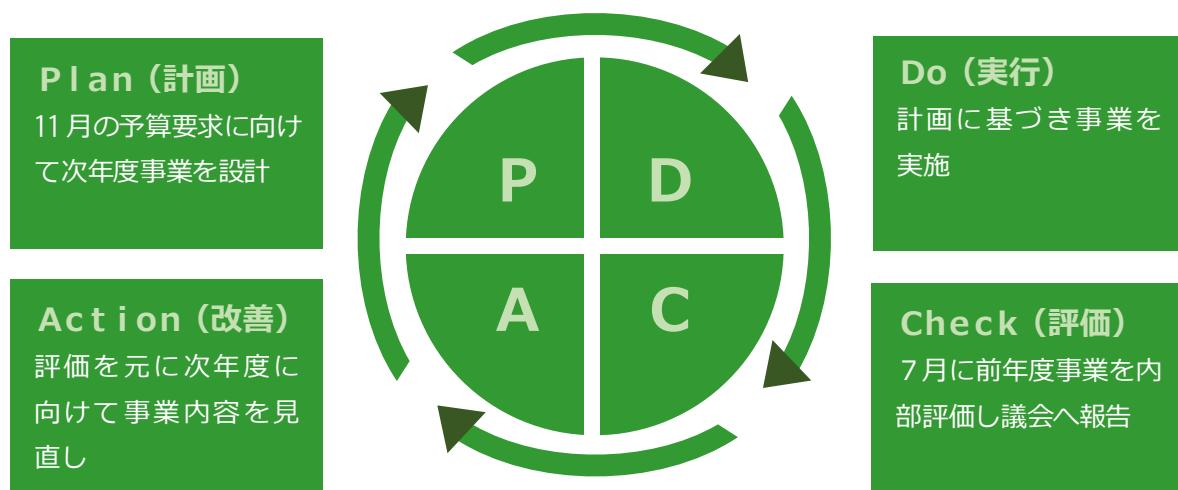
まちの将来像やまちづくりの目標を実現させるために、必要に応じて住民、職員、議会、審議会などに意見をいただきながら、PDCAサイクルにより、検証・改善をしながら推進します。

計画の実施に向けた具体的な取り組みとして、まず実施計画を作成することになりますが、6ページに記載しているとおり毎年度実施している「事業評価（主要施策成果報告書）」をもって実施計画とするとしています。これは、事業別予算を導入しているためであり、取り組みをスタートしている予算が必要な事業については、毎年PDCAサイクルによる進捗管理を行っていきます。

なお、予算を必要としない取り組みや未着手の取り組みなど計画自体の進捗管理としては、当該計画の実施組織毎に、同組織毎に実施状況評価、進捗管理を、町の企画部門において整理、把握し、内部評価、進捗管理を行っていきます。

上記の方法により全体の進捗管理と事業内容の進捗管理を2段階で実施していきます。

【実施事業のPDCAサイクル】





IV. 資料編

1. 用語集

英数

- ▶ **A I** : Artificial intelligence の略。人工知能のことと、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
- ▶ **AI オンデマンド交通** : AI を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。
- ▶ **ICT** : Information & Communication Technology の略で情報通信技術を意味する。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視した考え方。
- ▶ **IoT** : Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。
- ▶ **LGBT** : Lesbian (レズビアン) = 女性の同性愛者 (心の性が女性で恋愛対象も女性)、Gay (ゲイ) = 男性の同性愛者 (心の性が男性で恋愛対象も男性)、Bisexual (バイセクシュアル) = 両性愛者 (恋愛対象が女性にも男性にも向いている)、Transgender (トランスジェンダー) = 身体の性と心の性が一致しないため身体の性に違和感を持つ人の頭文字を組み合わせた言葉。
- ▶ **NPO** : Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行う、民間の非営利組織の総称。
- ▶ **PDCA** : P (Plan) • D (Do) • C (Check) • A (Action) という事業活動の「計画」「実行」「評価」「改善」サイクルを表す用語。
- ▶ **Q o L** : Quality of Life の略。物理的な豊かさやサービスの量だけでなく、一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことと、どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送っているかをとらえる概念。
- ▶ **RPA** : robotic process automation の略。従来人間が PC 端末上で実施していた作業をより正確かつ高速に自動化するソフトウェアやプラットフォーム。
- ▶ **S N S** : Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービス。
- ▶ **Society 5.0** : 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という概念。
- ▶ **SWOT 分析** : ビジョンや戦略を検討する際に、現状を分析する手法の一つ。SWOT は、Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunity (機会)、Threat (脅威) の頭文字となっている。置かれていく状況を SWOT の4つに分類した上で、どのように強みを活かすか、どのように弱みを克服するか、どのように機会を利用するか、どのように脅威を取り除く、または脅威から身を守るか、といった問い合わせていくことで、創造的な戦略につなげることができるとされる。
- ▶ **4R** : リフューズ (Refuse) = ごみの発生回避、リデュース (Reduce) = ごみの排出抑制、リユース (Reuse) = 製品・部品の再利用、リサイクル (Recycle) = 再資源化のこと。

あ行

- ▶ **アクセス**：接近、（ある場所などへの）交通路、近づく手段のこと。
- ▶ **アフターコロナ**：新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した後の社会のあり方を問う文脈で用いられる表現。
- ▶ **アプローチ**：近づくこと。接近。対象とするものに迫ること。また、その方法。
- ▶ **イノベーション**：新しい技術やアイディアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす人・組織・社会の幅広い変革。
- ▶ **インフォーマルサービス**：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。インフォーマルケアともいう。
- ▶ **インフラ**：インフラストラクチャー（社会基盤施設）の略称で、社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの名称。道路・橋りょう・上水道・下水道などが含まれる。
- ▶ **ウィズコロナ**：「新型コロナウイルスとの共存・共生」という意味で使われる俗語。
- ▶ **ウェアラブル端末**：小型の携帯型コンピュータの一種で、体に身につけて持ち運び、そのままの状態で使用できるもの。腕時計型（スマートウォッチ）や眼鏡型（スマートグラス）、指輪型などがある。
- ▶ **オルタナティブスクール**：学校教育法等の法的根拠を有さない非正規の教育機関と、そこで実施される教育のこと。幼児教育及び学校教育におけるモンテッソーリ教育やシュタイナー教育、不登校児童生徒のためのフリースクールなどを指すことが多い。

か行

- ▶ **カーボンニュートラル**：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。
- ▶ **かかりつけ医**：健康に関するることをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
- ▶ **関係人口**：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。
- ▶ **ギャラリーウォーク**：成果物を展示して、教室内にギャラリーのような空間を作り、自由に歩いてまわりながら、各チームの成果物を見たり、議論したり、評価したりする発表の形式。
- ▶ **クラインガルテン**：都市住民がレクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための市民農園のこと。ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツでは「クラインガルテン（小さな庭）」と呼ばれている。
- ▶ **グリーンストローモビリティ**：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。
- ▶ **グローバル化**：情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国境を越えた移動が活発化し、文化、経済、政治などの活動やコミュニケーションが地球規模で統合、一体化される趨勢。

- ▶ **ケアマネジャー（介護支援専門員）**：要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う。
- ▶ **健康寿命**：WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
- ▶ **合計特殊出生率**：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。
- ▶ **交流人口**：通勤・通学者や観光客など、その地域を訪れる人の数。
- ▶ **子育て世代包括支援センター**：母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。法律上の名称は「母子健康包括支援センター」。
- ▶ **こども食堂**：家庭における共食が難しい子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する地域住民等による民間発の取り組み。
- ▶ **コミュニティ**：住民が自主性と責任に基づいて、帰属意識や住民相互に連帯意識が見られる生活共同体。
- ▶ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
- ▶ **コワーキング**：事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う共働くスタイルを指す。
- ▶ **コワーキングスペース**：共同利用型の仕事環境を実現するために用いられる場所のこと。フリーランスや起業家など、同じ組織に所属しているわけではないが、同じ空間に集まりそれぞれ個別に仕事を進める。

さ行

- ▶ **再生可能エネルギー**：有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。
- ▶ **財政調整基金**：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。
- ▶ **サテライトオフィス**：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。
- ▶ **シェアオフィス**：同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィスのことを指す。パーティションや簡易的な壁によって各オフィスは区切られており、契約スペースはプライバシーが保護され自由に活用することができる。
- ▶ **ジェンダー**：生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。
- ▶ **市街化区域**：都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要なときに定める区域区分のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
- ▶ **市街化調整区域**：都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域に対して指定され、この区域内では開発行為、建築行為が原則として禁止されている。

- ▶ **自己肯定感**：自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉。自尊感情、自己存在感、自己効力感などの言葉とほぼ同じ意味合いで使われる。
- ▶ **自助・互助・共助・公助**：「自助」は「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担。「公助」は国や自治体などの公的機関が支援すること。
- ▶ **自治体 DX**：DXは「Digital Transformation：デジタルトランスフォーメーション」の略。デジタル技術を活用して行政サービスを変革すること。
- ▶ **シティプロモーション**：都市のイメージや知名度を高めることにより、人口増加や都市の活性化が図られることをめざし、都市の魅力を内外に効果的・戦略的に発信すること。
- ▶ **ジビエ**：食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ（gibier）という。シカやイノシシによる農作物被害が大きな問題となっており、捕獲が進められるとともに、ジビエとしての利用も全国的に広まっている。
- ▶ **助産院**：医療法第2条が規定する「助産所」のことで、一般には「助産院」と呼ばれることが多い。助産師の業務である分娩の補助や妊産婦・新生児の保健指導などを行う。
- ▶ **小中一貫教育**：小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小・中学校）がある。
- ▶ **ステークホルダー**：民間企業、学校や病院、NPOなどの団体、政府や地方自治体など、あらゆる組織の利害関係者を指す。
- ▶ **スマートシティ**：ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などの先端技術の活用により、エネルギーや交通システム、行政サービスなどのインフラを効率的に整備、マネジメントすることで最適化された、持続可能な環境配慮型都市。
- ▶ **スマートモビリティ**：環境やコストに配慮しながら、円滑で快適な移動を実現するシステム。
- ▶ **性的マイノリティ**：LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からずの人など、様々な人々がいる。
- ▶ **ゼロカーボン**：企業や家庭から出る二酸化炭素などの温暖化ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。
- ▶ **ゾーニング**：都市計画などで、各地域を用途別に区分すること。

た行

- ▶ **ダイバーシティ**：多様性という意味。組織マネジメントや人事の分野では、国籍、性別、年齢などにこだわらず様々な人材を登用し、多様な働き方を受容していく考え方。
- ▶ **高山右近**：豊能町出身の戦国大名でキリシタン大名。城づくりの名人であり、茶人としても知られ「利休七哲」の一人と言われる。徳川家康の「伴天連（キリスト教の宣教師）追放令」で国外追放となり、1615年フィリピンのマニラで死去。
- ▶ **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

- ▶ **地域アイデンティティ**：地域の独自性を高め、表現することにより、その地域の活性化を図ることをいう。町おこしや村おこしという言葉に象徴される。地域の独自性を実体化すると共に、地域内外への情報発信を行う。
- ▶ **地域経済循環率**：生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。）
- ▶ **地域新電力**：地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のこと。
- ▶ **地域包括ケアシステム**：要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう地域内で助け合う体制のこと。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。介護保険制度の枠内だけで完結するものではなく、介護保険制度と医療保険制度の両分野から、高齢者を地域で支えていくものとなる。
- ▶ **地域包括支援センター**：地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。
- ▶ **地産地消**：地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組み。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6次産業化にもつながる。
- ▶ **地方創生**：東京一極集中を是正し、人口減少に歯止めをかけるため、地方での安定した雇用の創出や、若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどにより、地域の活性化を目指すこと。
- ▶ **地方創生推進交付金**：「地方版総合戦略」に基づく、地方公共団体の自主的・主体的に先導的な取り組みを複数年度にわたり安定的・継続的に支援することにより、地方創生の深化・高度化を促すもの。
- ▶ **低炭素社会**：気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいう。
- ▶ **デジタル地域通貨**：特定の地域内で使える電子通貨で、スマートフォンの専用アプリなどを使って決済する。商品券のように消費者から事業者への支払いだけに使えるものや事業者間の決済にも使えるものがある。
- ▶ **デジタルデバイド（情報格差）**：コンピュータやインターネットなどの情報通信技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。
- ▶ **テレワーク**：厚生労働省では「情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」と定義。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを活用し仕事をすること。

な行

- ▶ **ナチュラルライフ**：自然や環境に配慮したり、暮らしの中に緑や自然を取り入れることで、自然と共に存するような生活スタイルのこと。
- ▶ **農業法人**：稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。組織形態としては、会社法に基づく株式会社や合名会社、農業協同組合法に基づく農事組合法人に大別される。
- ▶ **農福連携**：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みのことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

は行

- ▶ **バイオマス**：エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源は除く。）ことで、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど。
- ▶ **ハザードマップ**：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
- ▶ **バリアフリー**：もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている。
- ▶ **ブランディング**：顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動。ブランドの特徴や競合する企業・製品との違いを明確に提示することで、顧客や消費者の関心を高め、購買を促進することを目的とする。
- ▶ **フリースクール**：一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設をいう。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。
- ▶ **フリーランサー**：企業など組織や団体に属さず、自身の経験や知識、スキルを活用して個人で仕事を請け負う働き方をする人。職種はライターやプログラマー、カメラマン、デザイナーなど。
- ▶ **ふるさと納税制度**：自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額（一定の上限はある。）が控除される制度。
- ▶ **フレイル**：加齢により心身が老い衰えた状態で、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を指す。
- ▶ **防災・減災**：防災は災害を未然に防いだり、災害による被害を防ぐための備え。一方減災は、災害の被害を最小限に抑えるための備え。内閣府は減災のために、①自助、共助、②地域の危険を知る、③地震に強い家、④家具の固定、⑤日ごろからの備え、⑥家族で防災会議、⑦地域とのつながりの「7つの備え」を挙げている。
- ▶ **ベンチャー企業**：革新的なアイデアや技術をもとにして、新しいサービスやビジネスを展開する企業のこと。新興企業という意味でも使われる。
- ▶ **ポストコロナ**：コロナ禍の後のこと。アフターコロナと同意で使われることも多い。
- ▶ **ポピュレーションアプローチ**：保健事業の対象者を一部に限定せず集団全体へ働きかけを行い、全体としてリスクを下げるアプローチを指す。一方で、疾患リスクの高い対象者に絞り込んで対処していく方法を、ハイリスクアプローチという。

ま行

- ▶ **マネジメントサイクル**：仕事をどのような過程で回すことが効率よく業務を行えるようになるかという理論のことをいい、Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Act（改善・処置）の頭文字を取ってPDCAサイクルとも呼ばれる。

や行

- ▶ **ヤングケアラー**：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいう。

▶ **ユニバーサルデザイン**：バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

▶ **ライフサイクルコスト**：製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。たとえば建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

▶ **ライフスタイル**：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた生活の送り方。

▶ **ライフステージ**：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

▶ **リノベーション**：既存のシステムの一部を利用したり、それを創造的に破壊したりすることによって新しいシステムを構築すること。建物改修、都市開発、企業革新、事業革新、製品革新など様々な分野で用いられる概念。

▶ **リモートワーク**：オフィス以外の（自宅などの）遠隔環境で仕事に携わる働き方のこと。

▶ **留守家庭児童育成室**：保護者が労働・疾病等の事由により、放課後、留守家庭になる小学校1～6年生の児童を対象に、健全な育成を図るため、「放課後児童健全育成事業」として実施している。

▶ **6次産業化**：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

▶ **ローカルベンチャー**：様々な地域課題の解決と持続可能な地域社会づくりのために起業した、地域に根差したまちづくり事業を主として行うベンチャー企業のこと。

わ行

▶ **ワークショップ**：様々な立場の人々が意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見などをまとめ上げていく手法。

▶ **ワーク・ライフ・バランス**：誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つて健康で豊かな生活ができるような、仕事と生活の調和のこと。

▶ **ワーケーション**：「ワーク（work）」と「バケーション（vacation）」を合わせた造語。「休暇中に仕事をする」あるいは「休暇を過ごす環境で仕事をする」ことを意味する。

2. 統計資料

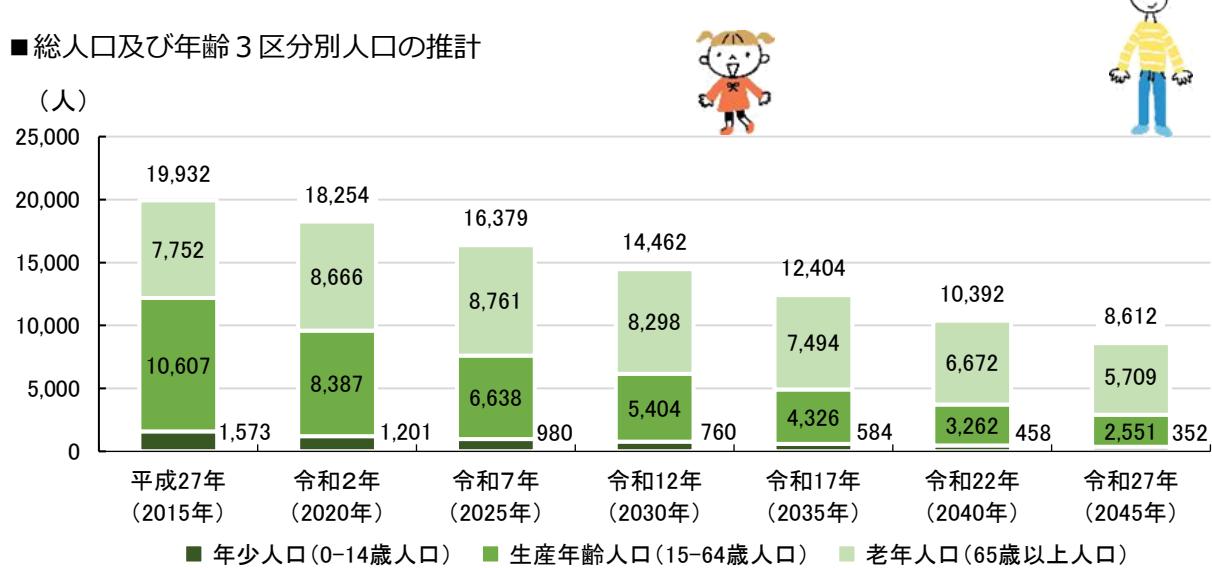
1. 人口

本町の将来人口推計を見ると、令和 12（2030）年に総人口が 1.5 万人を下回ることが予測され、令和 27（2045）年には 8,612 人と、平成 27（2015）年と比較して約 1.1 万人減少すると推計されています。

年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口は令和 22（2040）年に 458 人と 500 人を切ります。生産年齢人口も一貫して低下を続け、令和 17（2035）年には 5,000 人を切ると見込まれています。老年人口は令和 12（2030）年には減少に転じ、以後も減少を続けると推計されています。

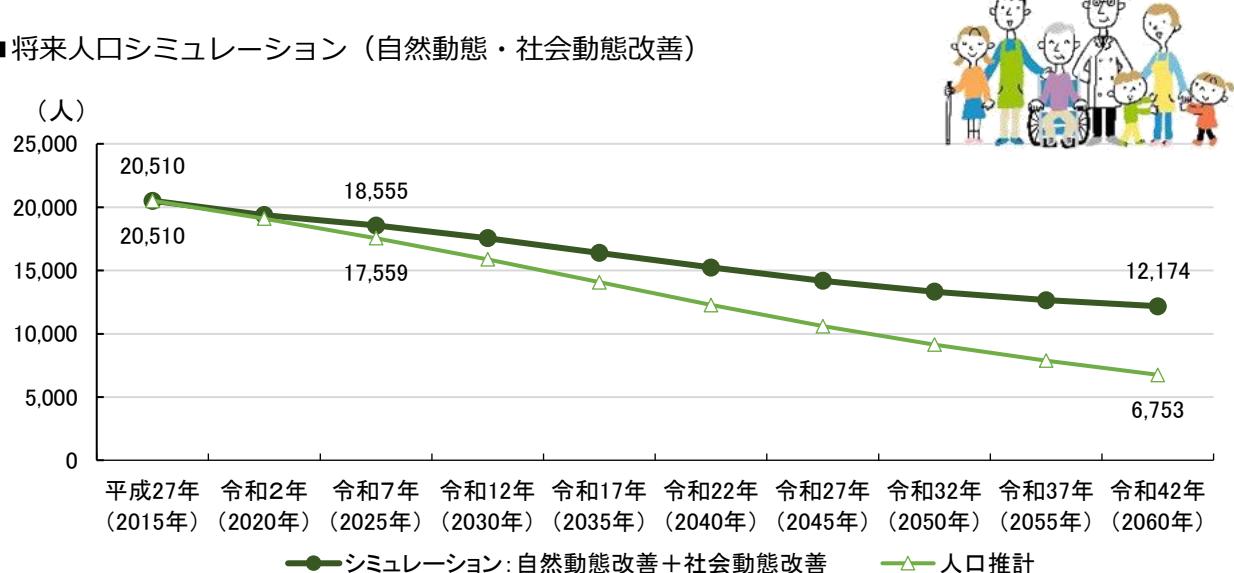
また、自然動態と社会動態の改善を仮定した将来人口シミュレーション結果を見ると、合計特殊出生率の向上と社会減の抑止により、令和 42（2060）年に 12,174 人の人口規模を維持することが可能であることが見込まれています。

■ 総人口及び年齢 3 区分別人口の推計



（資料）平成 27 年（2015 年）、令和 2 年（2020 年）は総務省「国勢調査」、その他は国立社会保障・人権問題研究所

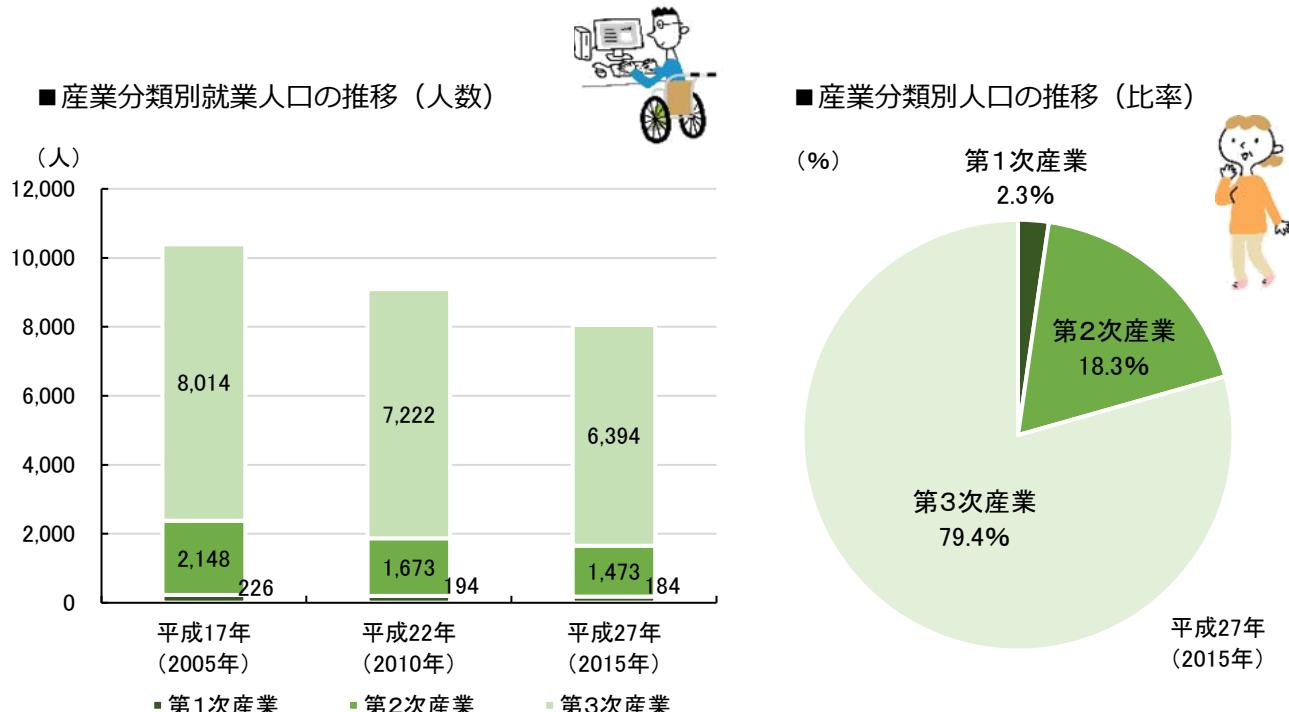
■ 将来人口シミュレーション（自然動態・社会動態改善）



（資料）豊能町人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所

産業別就業人口

本町の産業別就業人口は、国勢調査からみるとサービス業等の第3次産業が大幅に減少し、製造業等の第2次産業や農業等の第1次産業も減少しており、全体的に就業者数は減少傾向にあります。就業者人口率は近隣市町の中で本町のみ減少傾向にあり、かつ近隣市町の中で最も低い値となっています。



10年前との比較

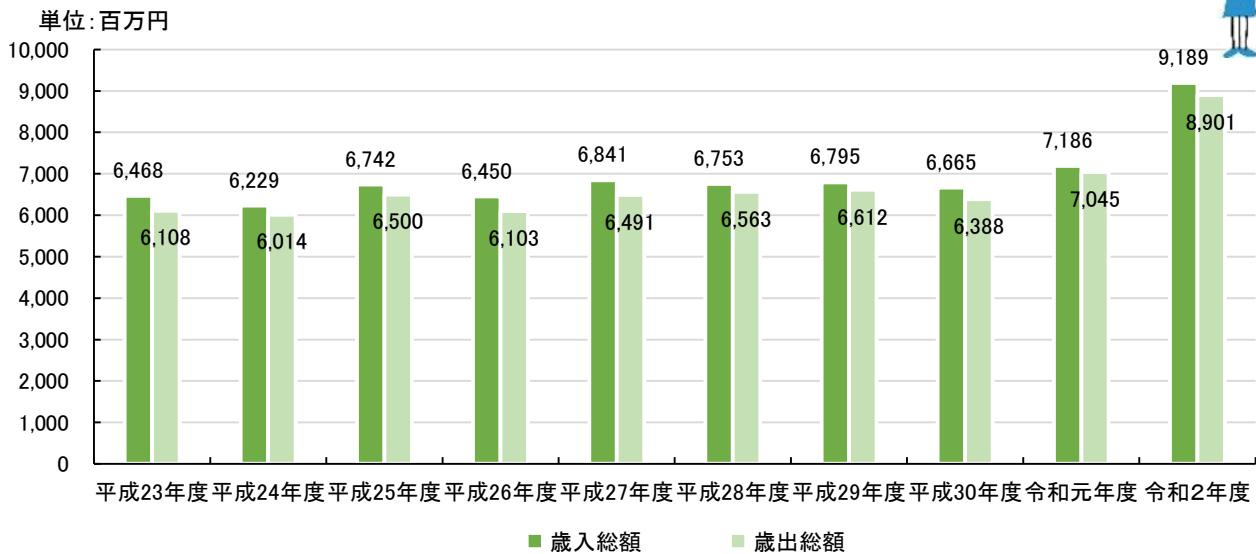


2. 財政

財政状況について見ると、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度にかけて歳入総額が42.1%の増加、歳出総額が45.7%の増加となっており、実質収支は黒字が続いています。



■収支の推移



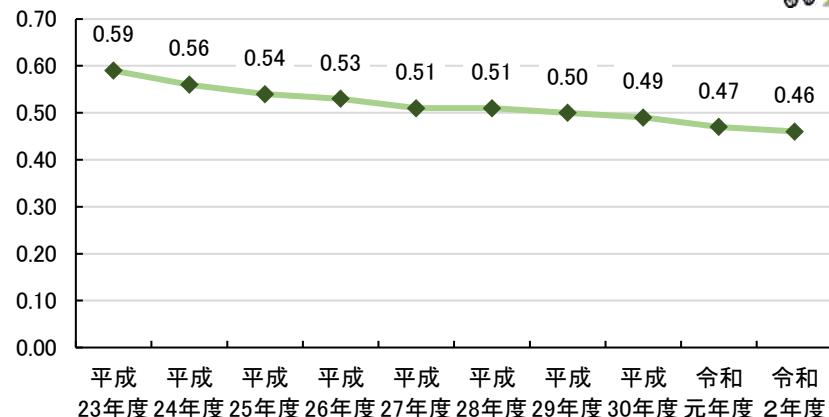
（資料）大阪府HP「市町村別財政状況の推移」



■財政力指数

数値が高いほど、自主財源（税収）が相対的に多いことを示します。

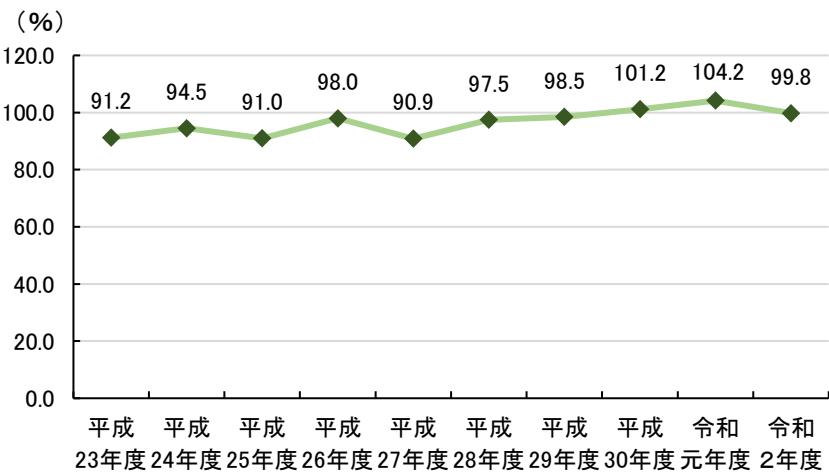
本町では、自主財源指数が年々低くなっています。今後は自主財源の確保が課題となっています。



■経常収支比率

数値が低いほど、自由に使うことができるお金が多いことを示します。

本町では、経常収支比率は上昇傾向で推移しており、令和元年度には104.2%となりましたが、令和2年度には99.8%と下降しました。



（資料）大阪府HP「市町村別財政状況の推移」

3. 策定経過

日 時		項 目	内 容
R1	10月16日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・住民意識調査（案）の検討について
	11月28日 ～12月12日	住民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート調査の実施
R2	3月13日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査結果について ・基本構想骨子（案）について
	8月4日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像（キャッチコピー）・施策体系について
	8月26日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定について ・住民意識調査の結果報告について ・将来像（キャッチコピー）について
	10月14日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの方向性検討のための基礎資料について ・現状・課題と今後の方向性について
	11月19日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生総合戦略について ・将来の見通しと主要な論点について
R3	2月18日	企業ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ヒアリングの実施 ①有限会社上手工作所 ②乗馬クラブ クレイン北大阪
	2月25日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成（案）について ・基本目標について
	3月14日	住民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・住民ワークショップの実施 テーマ：私たちの欲しい豊能町の未来
	3月23日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合まちづくり計画（序論・基本構想）（案）について ・土地利用構想（案）について ・豊能町の将来像について
	6月7日	第6回策定委員会 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（基本目標）について ・基本計画（案）について
	6月23日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（案）について ・まちの将来像（案）について
	7月7日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（案）について ・基本計画（素案）について
	7月20日	第5回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（案）について ・まちの将来像（案）について
	8月24日	第8回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（案）について
	9月15日	第6回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用構想の変更点について ・まちの将来像（案）について ・基本計画（素案）について

日 時		項 目	内 容
R3	10月21日	第9回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（案）について ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	11月16日	第7回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（案）について ・基本計画（案）について
	12月16日 ～翌1月16日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施
R4	1月25日	第8回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・計画（答申案）について

4. 関係条例

豊能町総合まちづくり計画審議会規則

令和元年9月30日規則第5号
改正 令和2年3月9日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附屬機関に関する条例（平成25年豊能町条例第24号）第2条の規定に基づき、豊能町総合まちづくり計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町の住民
- (3) 町の職員
- (4) 前3号に掲げる者のか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査員を置くことができる。

6 調査員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。

5 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、まちづくり創造課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（令和2年3月9日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

5. 会議委員名簿

1. 豊能町総合まちづくり計画審議会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
濱 田 學 昭	元和歌山大学システム工学部 教授 【会長】	
岡 山 敏 哉	大阪工業大学工学部 教授	第2条第2項第1号 学識経験を有する者
野 口 隆	奈良学園大学 特別客員教授	
足 立 泰 美	甲南大学経済学部 教授 【副会長】	
西 浦 寛	豊能町自治会長会 代表 (任期:令和2年8月～令和3年3月)	
田 中 守	豊能町自治会長会 代表 (任期:令和3年6月～令和4年3月)	
長 澤 伸 之	牧のさとやま合同会社 代表社員	
福 原 俊 作	豊能町観光協会 会長	第2条第2項第2号 一般住民
向 井 勝	豊能町社会福祉協議会 会長	
田 中 啓 二	一般公募	
丸 尾 裕美子	一般公募	
相 澤 由 依	女性活躍室推薦	
中 島 智 彦	能勢電鉄株式会社 常務取締役 (任期:令和2年8月～令和3年4月)	
出 口 公 利	能勢電鉄株式会社 総務部長 (任期:令和3年5月～令和4年3月)	
前 田 康 史	池田泉州銀行ときわ台支店 支店長 (任期:令和2年8月～令和3年6月)	第2条第2項第4号 町長が認める者
辻 雄 樹	池田泉州銀行ときわ台支店 支店長 (任期:令和3年7月～令和4年3月)	
山 本 正 志	大阪府池田土木事務所 所長	
池 上 成 之	豊能町 副町長 (任期:令和2年8月～令和3年3月)	
川 村 哲 也	豊能町 副町長 (任期:令和3年4月～令和4年3月)	町の職員

※敬称略

2. 豊能町総合まちづくり計画策定委員会委員名簿

部局名	課名	委員氏名	任期
	吉川支所	清水 義和	令和元年6月～令和2年3月
		大石 登紀子	令和2年4月～令和3年3月
		高田 浩史	令和3年4月～令和4年3月
	出納室	杉田 庄司	令和元年6月～令和2年3月
		上西 めぐみ	令和2年4月～令和4年3月
総務部	秘書人事課	江崎 純史	令和元年6月～令和3年3月
		奥 文彦	令和3年4月～令和4年3月
	総務課	吉澤 亘	令和元年6月～令和2年3月
		萩原 哲也	令和2年4月～令和4年3月
	行財政課	仙波 英太朗	令和元年6月～令和3年3月
		大森 啓史	令和3年4月～令和4年3月
保健福祉部	福祉課	清水 珠実	令和元年6月～令和4年3月
	保険課	岡本 めぐみ	令和元年6月～令和4年3月
	健康増進課	田中 久志	令和元年6月～令和3年3月
		秋山 力政	令和3年4月～令和4年3月
住民部	住民人権課	石井 慎子	令和元年6月～令和4年3月
	税務課	千歳 あや乃	令和元年6月～令和3年3月
		泊 進	令和3年4月～令和4年3月
	環境課	星原 健男	令和元年6月～令和4年3月
都市建設部	建設課	坂田 朗夫	令和元年6月～令和3年3月
		杉本 崇	令和3年4月～令和4年3月
	都市計画課	田中 克生	令和元年6月～令和4年3月
	農林商工課	池田 拓也	令和元年6月～令和2年3月
		泊 進	令和2年4月～令和3年3月
		西田 純夫	令和3年4月～令和4年3月
教育委員会	教育総務課	中谷 康彦	令和元年6月～令和2年3月
		住原 聰	令和2年4月～令和4年3月
	義務教育課	竹内 弘明	令和元年6月～令和2年3月
		吉澤 亘	令和2年4月～令和4年3月
	子ども育成課	加茂 直美	令和元年6月～令和3年3月
		谷 佳保里	令和3年4月～令和4年3月
	生涯学習課	萩原 哲也	令和元年6月～令和2年3月
		寺倉 義浩	令和2年4月～令和4年3月

※敬称略



豊能町



豊能町総合まちづくり計画



発行年月／令和4年3月

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

発行／豊能町

T E L : 072-739-3412 F A X : 072-739-1980

編集／まちづくり創造課

H P : <https://www.town.toyono.osaka.jp/>

ホームページからも

計画の内容をご覧いただけます ➤

